

第4期下妻市障害者計画

第7期下妻市障害福祉計画

第3期下妻市障害児福祉計画

令和6年1月時点

下妻市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の基本	3
4 関連する法律の動向	5
5 国の障害者基本計画（第5次）	6
6 SDGsの推進について	7
第2章 障害者福祉を取り巻く現状と課題	8
1 人口・世帯の状況	8
2 障害者の状況	9
3 アンケート調査の結果	14
4 団体ヒアリング調査の結果	25
5 福祉サービス利用状況	27
6 障害者を取り巻く現状と課題	32
第3章 計画の目指す方向	34
1 計画の理念・基本視点	34
2 基本目標・施策の方向	35
第4章 障害者計画の施策の取り組み	37
基本目標1 保健・医療の充実	37
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進	40
基本目標3 教育等の充実	45
基本目標4 雇用・就労の促進	47
基本目標5 社会参加の促進	49
基本目標6 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止	51
基本目標7 共生社会の構築	52
第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	55
1 成果目標	55
2 障害福祉計画・障害児福祉計画における施策の展開	61
3 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策	66
4 障害児福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策	79
第6章 計画の推進に向けて	82
1 関連機関・団体等の連携・協力の推進	82
2 計画の推進体制	83
資料編	84
1 計画策定の経過	84
2 下妻市障害者計画策定委員会設置要綱	85
3 下妻市障害者計画策定委員会委員名簿	86

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて法律の整備が行われています。平成30年4月には「障害者総合支援法」が児童福祉法等とともに改正され、障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。

さらに、国際的な動向としては、平成27年9月に「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)が国連サミットで採択され、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向け、障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組を踏まえ、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められます。

本市でも、平成31年には「ともに支えあう 障害のある人にもない人にも やさしいまち」を理念とする「第3期下妻市障害者計画」を策定し、障害の有無や社会的な背景などに関係なく、全ての人が社会の一員として包まれ支え合い(インクルージョン)、自立し共に生きる社会を目指し、施策を展開してきました。

また、障害福祉サービスや障害児に向けた福祉サービスを展開する「第6期障害福祉計画・第2期下妻市障害児福祉計画」を令和3年に策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保に取り組んできました。

この度、両計画が共に計画年度終了となることから、さらなる障害者福祉の推進を図るため、「第4期下妻市障害者計画・第7期下妻市障害福祉計画・第3期下妻市障害児福祉計画」(以下、本計画)を一体的に策定します。

2 計画策定の趣旨

本計画は、次の三つの法定計画（策定するよう法令で決められている計画）の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

本計画は、引き続き、下妻市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、「ともに支えあう 障害のある人にもない人にも やさしいまち」を計画の理念に掲げ、実現に向け必要な3つの視点と 7 つの基本目標を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

3 計画の基本

(1)計画の位置づけ

「市町村障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

■障害者基本法

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法

第88条第1項

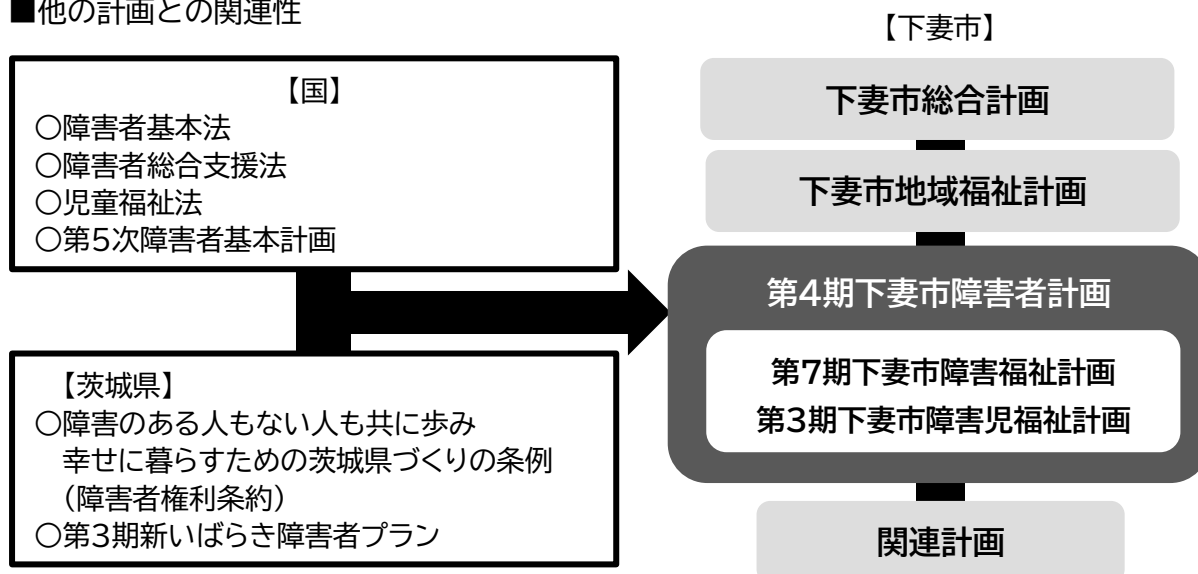
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■他の計画との関連性



(2)計画の対象者

本計画における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1項に定義された、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害¹を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）」がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害²や難病により生活上の支障がある人も含みます。

また、本計画は、障害のある人・ない人が分け隔てなくともに生きる「共生社会」を目指した計画です。従って、計画の当事者はすべての市民です。

(3)計画の期間


第4期障害者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。また、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

ただし、必要に応じて期間中においても見直しを行う場合があります。

■計画の期間

平成30年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11年度
第2期	第3期障害者計画					第4期障害者計画 (本計画)					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 (本計画)		(次期計画)			

一体的に策定



¹ 発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発症するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害をいう。

² 高次脳機能障害：事故などによる外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害のこと。

4 関連する法律の動向

障害福祉を取り巻く近年の法律の動向は以下の通りとなります。

年	関連法令等	概要
平成23年	○障害者基本法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成24年	○障害者虐待防止法の施行 ○障害者自立支援法の一部改正 ○児童福祉法の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 相談支援の充実、障害児支援の強化など 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成25年	○障害者総合支援法の施行 ○障害者雇用促進法の一部改正 ○公職選挙法の一部改正 ○障害者優先調達推進法の施行 ○障害者差別解消法の成立	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど 法定雇用率の引き上げ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す 公的機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定
平成26年	○障害者の権利に関する条約の批准 ○障害者総合支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成27年	○障害者総合支援法の改正 ○難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成28年	○障害者差別解消法の施行 ○障害者雇用促進法の改正 ○発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供 法定雇用率算定に精神障害者が加わる 基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成30年	○障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ○障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援の二つの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	○障害者雇用促進法の改正 ○読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和3年	○障害者差別解消法の改正 ○医療的ケア児支援法の成立	<ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） 子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和6年	○障害者総合支援法の改正施行	<ul style="list-style-type: none"> グループホームの支援内容の強化 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 多様な就労ニーズに対応するため「就労選択支援」を新規創設

5 国の障害者基本計画(第5次)

国では令和5年度より、「地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調」を基本原則のもと、社会情勢の変化を踏まえ、11 の分野を定める障害者基本計画（第5次）を策定しました。

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取組の推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

6 SDGsの推進について

本市では「下妻市 SDGs に基づく持続可能なまちづくり推進条例」と「第 6 次下妻市総合計画後期基本計画」により、SDGs の理念と目標を反映しています。

本計画は、SDGs の目指す 17 の目標のうち 11 の目標（下記）が関連しています。

基本視点の「インクルージョンの理念に基づく共生社会の実現」を目指し、SDGs の目標達成にも貢献できるよう計画を推進していきます。

※SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通の目標です。「誰一人として取り残されない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、「2030 年」を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

【本計画に関連する SDGs の目標】

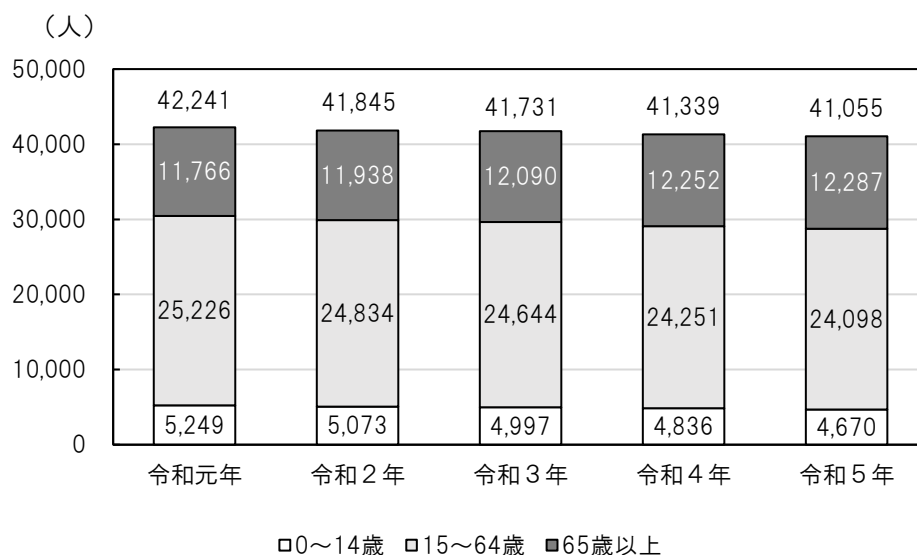


第2章 障害者福祉を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

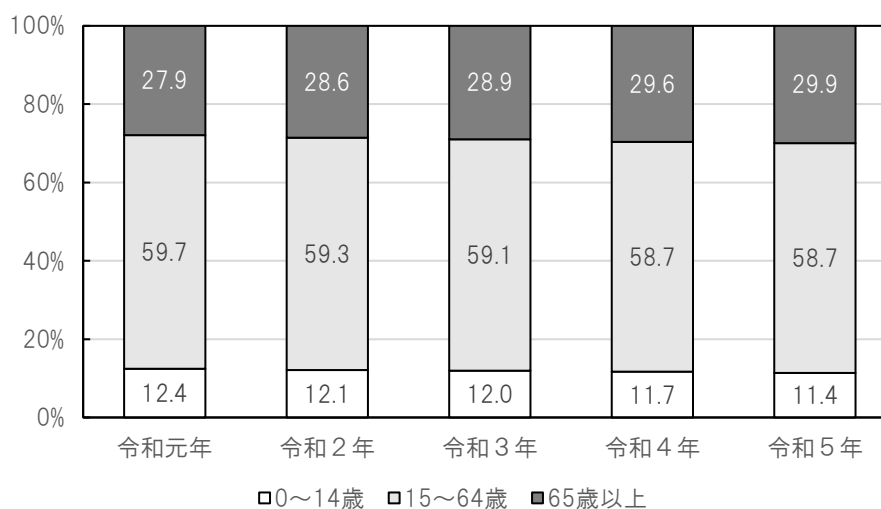
本市の総人口は減少傾向にあり、令和5年度では41,055人となっています。



資料：茨城県常住人口（各年1月1日時点）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の割合が増加傾向にあります。



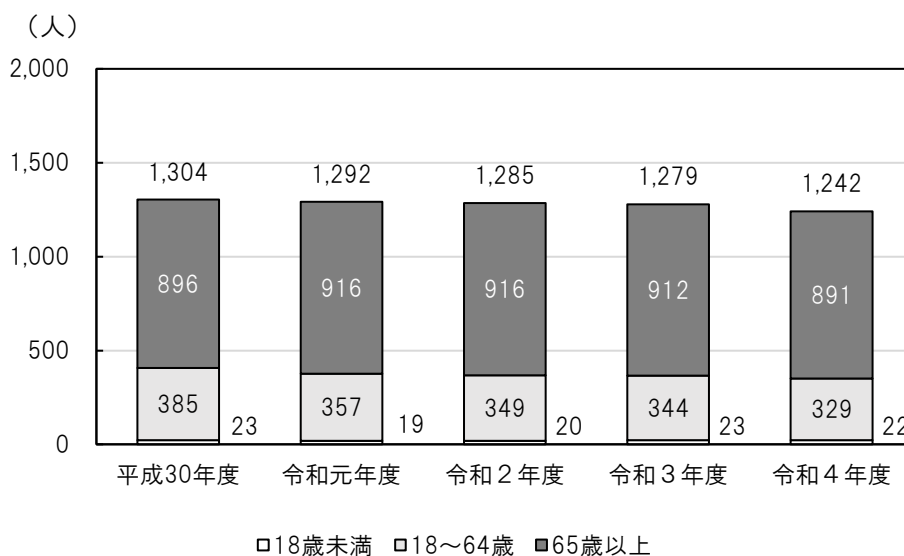
資料：茨城県常住人口（各年1月1日時点）

2 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

【年代別】

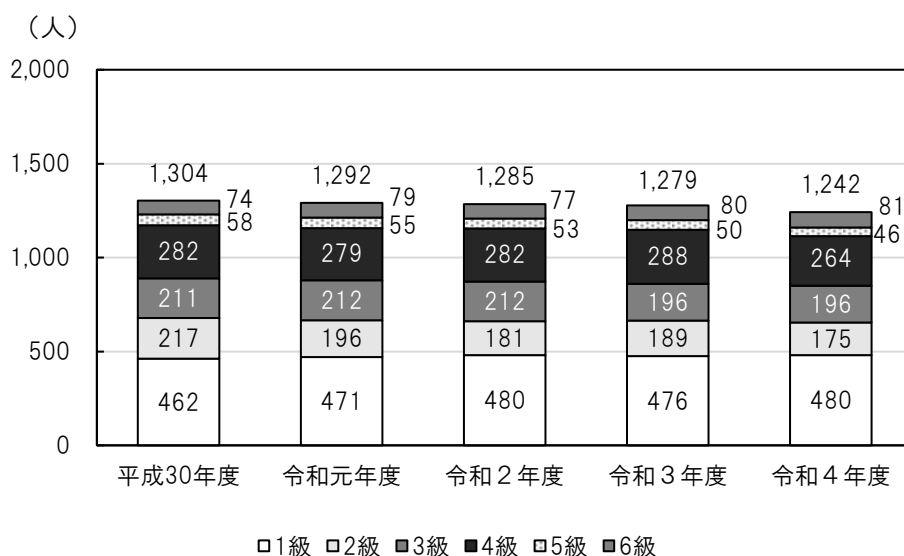
身体障害者手帳所持者数の年代別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、いずれも「65歳以上」が最も多く、令和4年度では891人となっています。平成30年度と比較して、「18～64歳」と「65歳以上」が減少し、「18歳未満」が増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年度末時点）

【等級別】

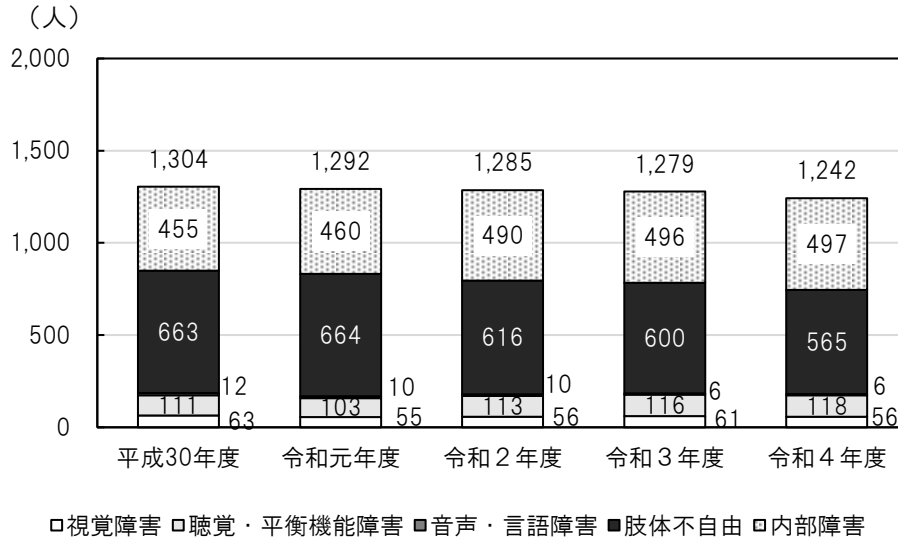
身体障害者手帳所持者数の等級別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、いずれも「1級」が最も多く、令和4年度では480人となっています。



資料：福祉課（各年度末時点）

【障害種別】

身体障害者手帳所持者数の障害種別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、いずれも「肢体不自由」が最も多く、令和4年度では565人となっています。平成30年度と比較して、「肢体不自由」が減少し、「内部障害」が増加傾向にあります。

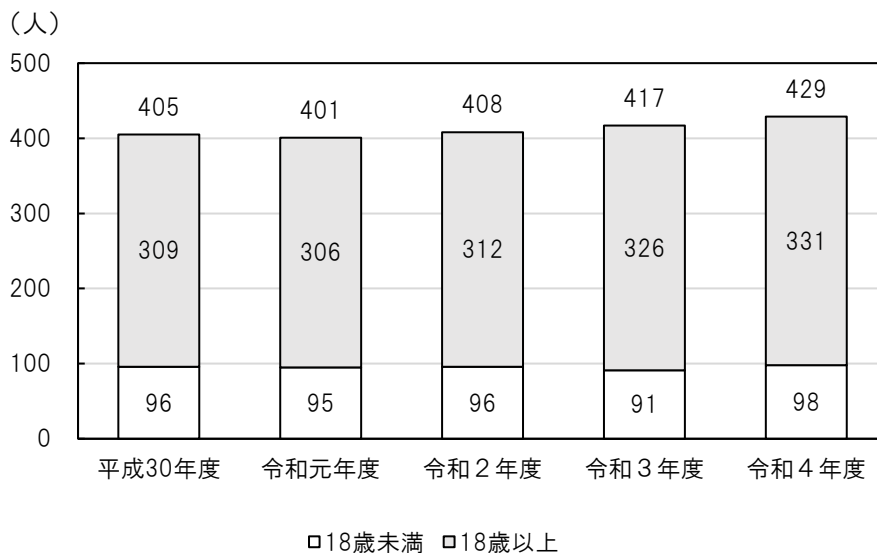


資料：福祉課（各年度末時点）

(2)療育手帳所持者数の推移

【年代別】

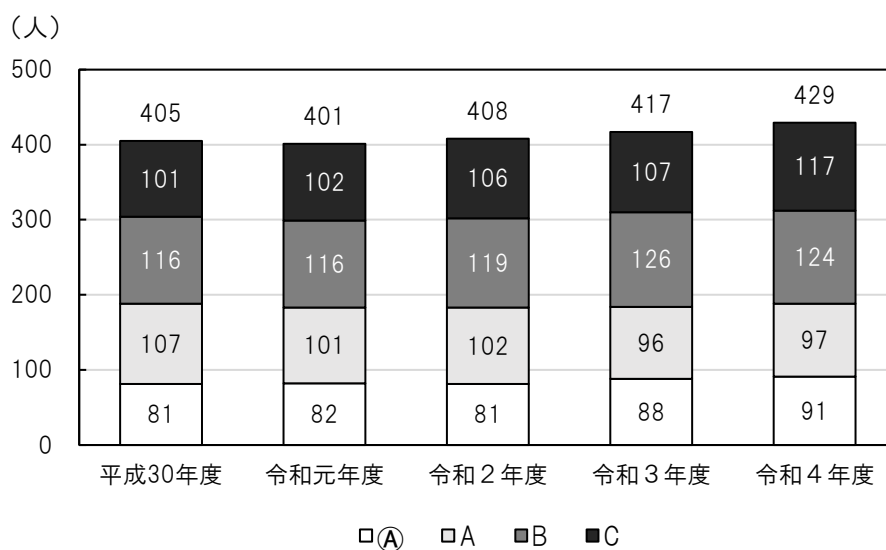
療育手帳所持者数の年代別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、「18歳未満」と「18歳以上」でいずれも増加傾向となっています。



資料：福祉課（各年度末時点）

【判定別】

療育手帳所持者数の判定別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、いずれも「B」が最も多く、令和4年度では124人となっています。

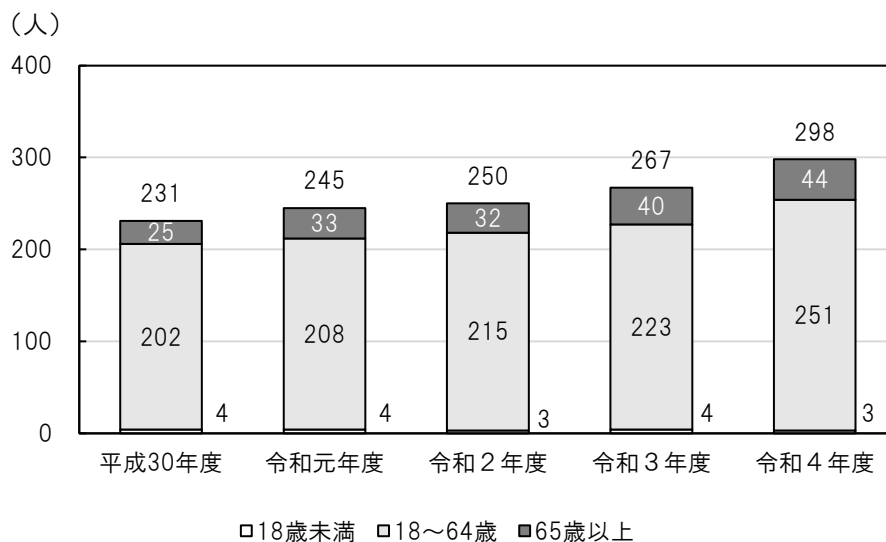


資料：福祉課（各年度末時点）

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

【年代別】

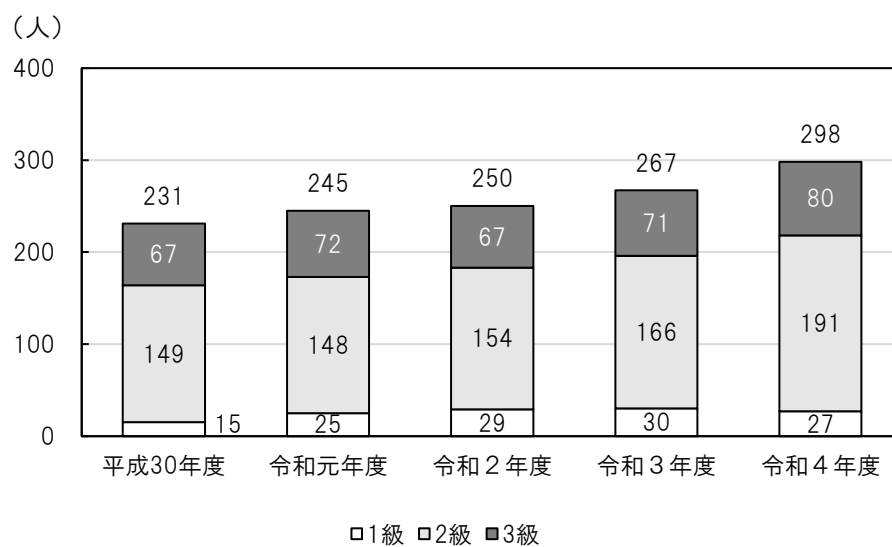
精神障害者保健福祉手帳所持者数の年代別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、「18歳～64歳」、「65歳以上」で増加傾向となっています。



資料：福祉課（各年度末時点）

【等級別】

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、「1級」と「2級」、「3級」でいずれも増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年度末時点）

(4)障害児の状況

【特別支援学級 在籍者数】

特別支援学級の在籍者数をみると、小学校・中学校ともに増加傾向にあり、令和4年度では小学校で181人、中学校で89人となっています。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
小学校	122	124	135	136	155	181
中学校	58	77	75	75	82	89
合計	180	201	210	211	237	270

【下妻特別支援学校・結城特別支援学校 在籍者数】

下妻特別支援学校・結城特別支援学校の在籍者数をみると、令和4年で小学部が22人、中学部が18人、高等部が24人となっています。

	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
小学部	15	21	20	25	21	22
中学部	16	13	14	13	19	18
高等部	22	30	33	34	25	23
合計	53	64	67	72	65	63

【下妻特別支援学校・結城特別支援学校 卒業生の進路】

下妻特別支援学校・結城特別支援学校を卒業した人の進路についてみると、令和4年で最も多い進学先は「施設通所等」が6人、次いで「就労」が3人となっています。

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
進学	0	0	0	0	0	0
就労	3	3	1	4	6	3
施設入所等	0	0	0	0	0	0
施設通所等	5	5	6	5	6	6
在宅	0	0	0	2	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	8	8	7	11	12	9

3 アンケート調査の結果

計画の策定に向け、障害者の暮らしの状況やサービスの利用状況及び意向、障害者福祉に対する意見・要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得るために実施しました。

(1)アンケートの実施概要

■障害者手帳所持者アンケート

対象地域	下妻市全域	
調査対象	下妻市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方	
対象者数	1,000人	
調査方法	郵送による配付・回収	
調査日程	令和5年9月28日～10月12日	
回収結果	有効回収数：558件	回収率：55.8%

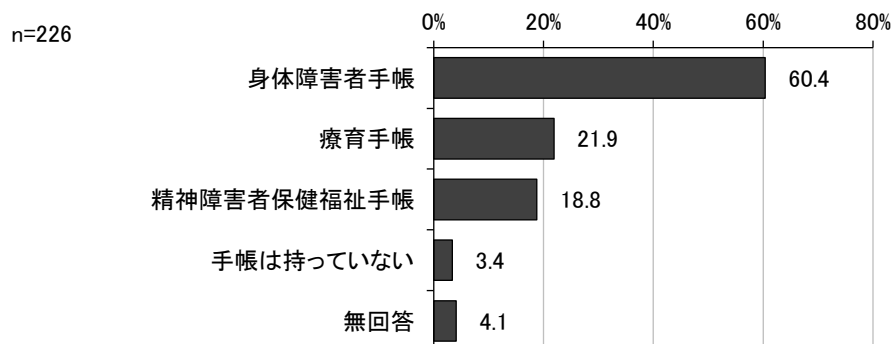
■市民アンケート

対象地域	下妻市全域	
調査対象	下妻市在住の18歳以上の市民	
対象者数	1,000人	
調査方法	郵送による配付・回収	
調査日程	令和5年9月28日～10月12日	
回収結果	有効回収数：465件	回収率：46.5%

(2)主な調査結果

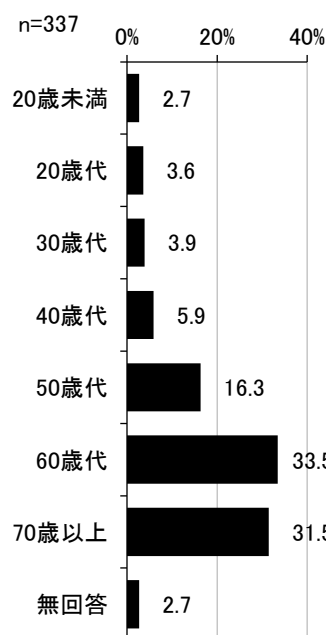
①障害者手帳所持者アンケート

Q 基本属性（障害者手帳別）

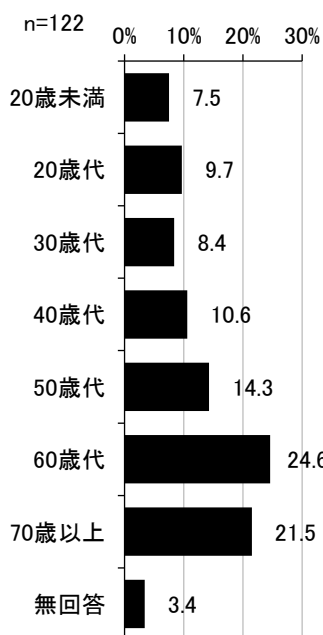


Q 基本属性（年齢別）

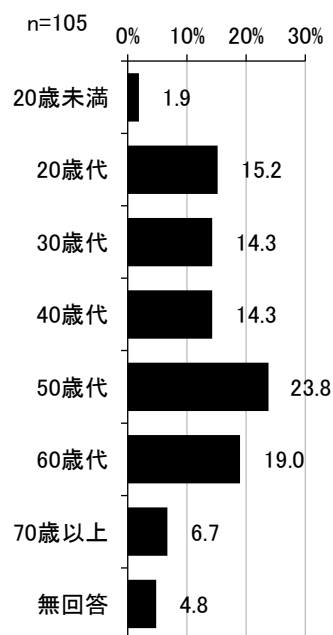
【身体障害者手帳】



【療育手帳】

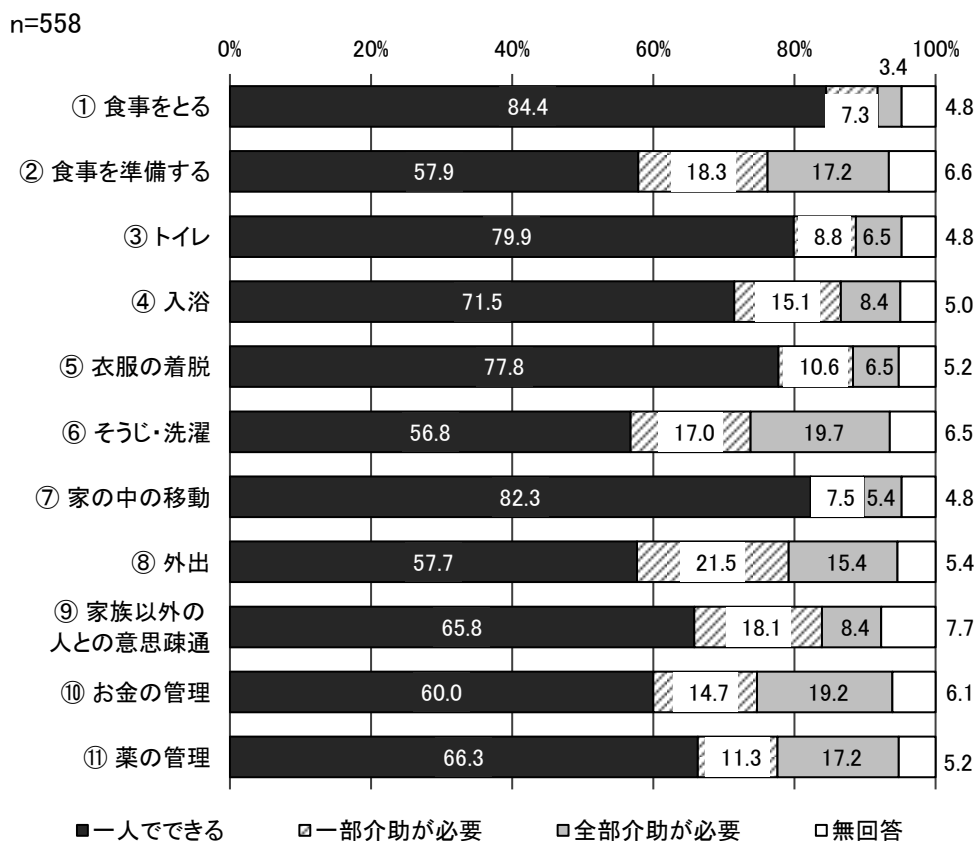


【精神障害者保健福祉手帳】



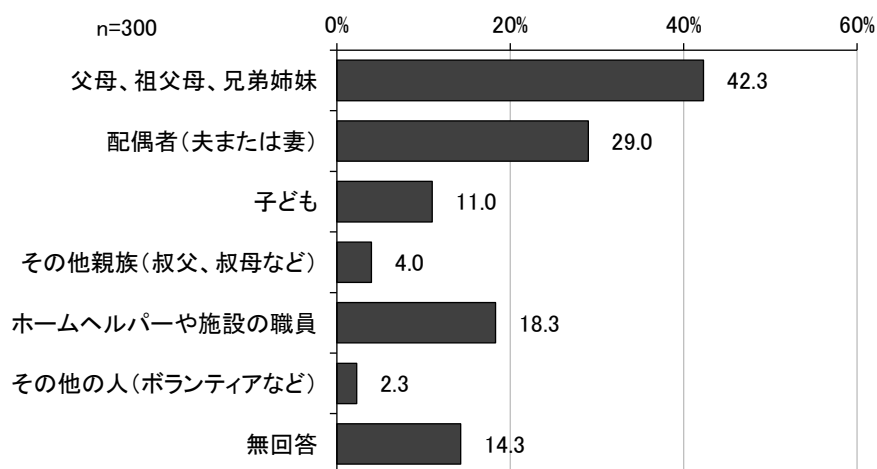
Q あなたは、日常生活で、次のことをどのようにしていますか。(単数回答)

日常生活において「一人できる」ことについては、「①食事をとる」が 84.4%と最も多く、次いで「家の中の移動」が 82.3%、「トイレ」が 79.9%となっています。反対に『介助が必要』なことについては、「外出」が 36.9%と最も多く、次いで「そうじ・洗濯」が 36.7%、「食事を準備する」が 35.5%となっています。



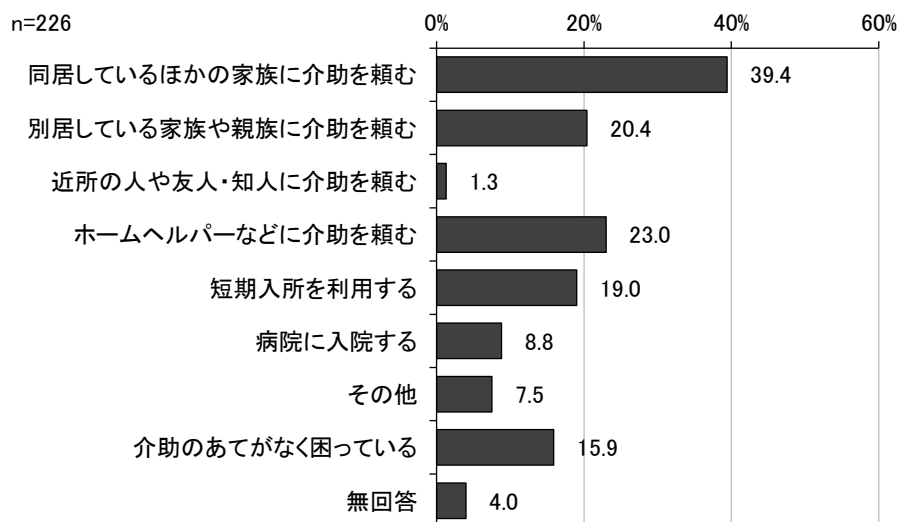
Q あなたを介助（手助け）してくれる方はどなたですか。（複数回答）

「父母、祖父母、兄弟姉妹」が 42.3%と最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 29.0%、「ホームヘルパーや施設の職員」が 18.3%となっています。



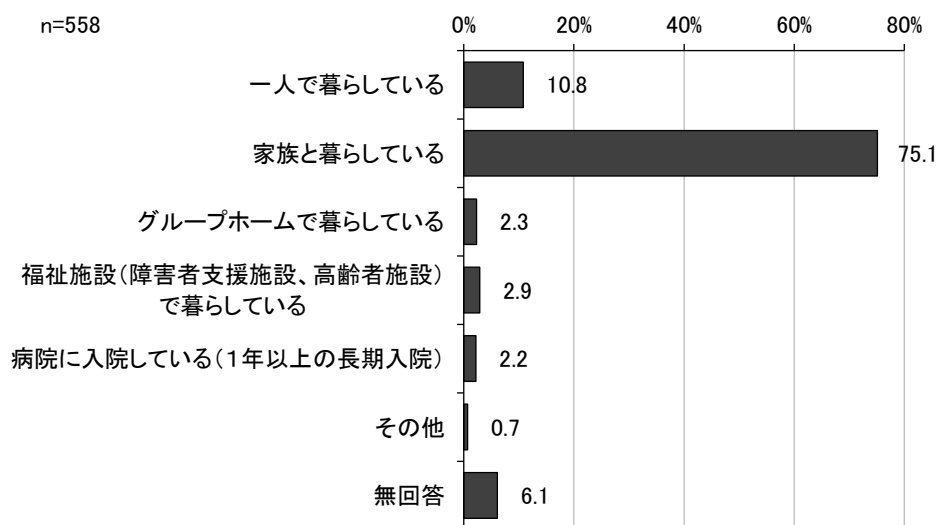
Q あなたを介助（手助け）してくれる方が介助できなくなった時、どうしますか。（複数回答）

「同居しているほかの家族に介助を頼む」が 39.4%と最も多く、次いで「ホームヘルパーなどに介助を頼む」が 23.0%、「別居している家族や親族に介助を頼む」が 20.4%となっています。



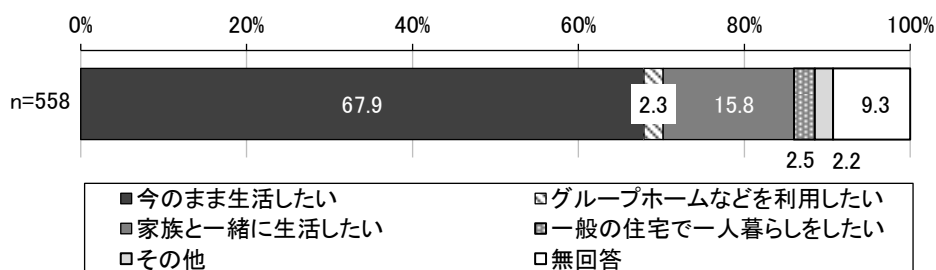
Q あなたは、現在どのように暮らしていますか。(単数回答)

「家族と暮らしている」が 75.1%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が 10.8%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者施設）で暮らしている」が 2.9%となっています。



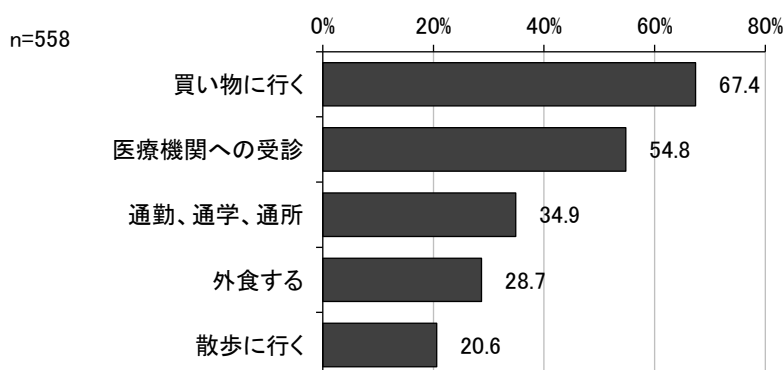
Q あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(単数回答)

「今のまま生活したい」が 67.9%と最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が 15.8%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が 2.5%となっています。



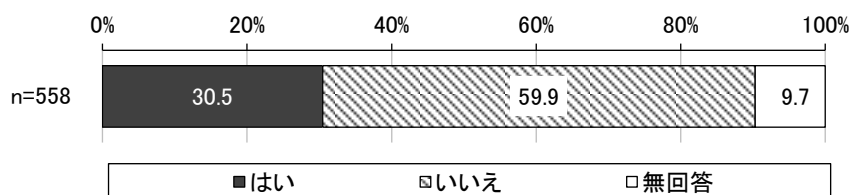
Q あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(複数回答) ※上位5項目

「買い物に行く」が 67.4%と最も多く、次いで「医療機関への受診」が 54.8%、「通勤、通学、通所」が 34.9%となっています。



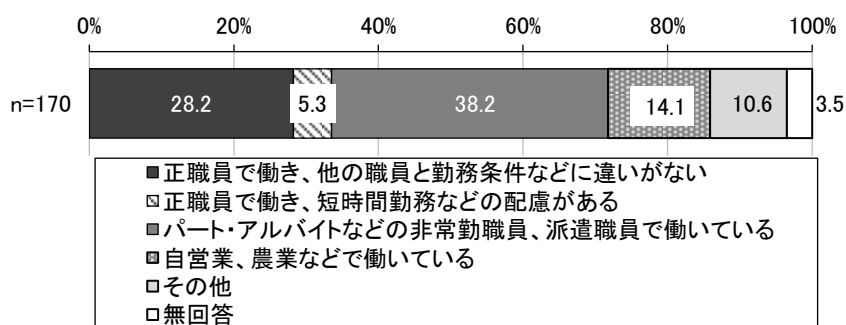
Q あなたは、会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしていますか。(単数回答)

「いいえ」が59.9%と、「はい」の30.5%を上回っています。



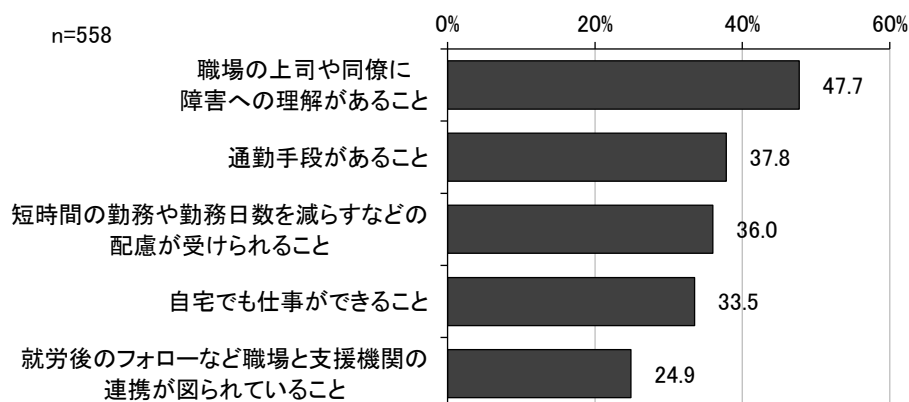
Q どのような勤務形態で働いていますか。(単数回答)

「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員で働いている」が38.2%と最も多く、次いで「正職員で働き、他の職員と勤務条件などに違いがない」が28.2%、「自営業、農業などで働いている」で14.1%となっています。



Q あなたは、障害者が収入を得る仕事をするために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答) ※上位5項目

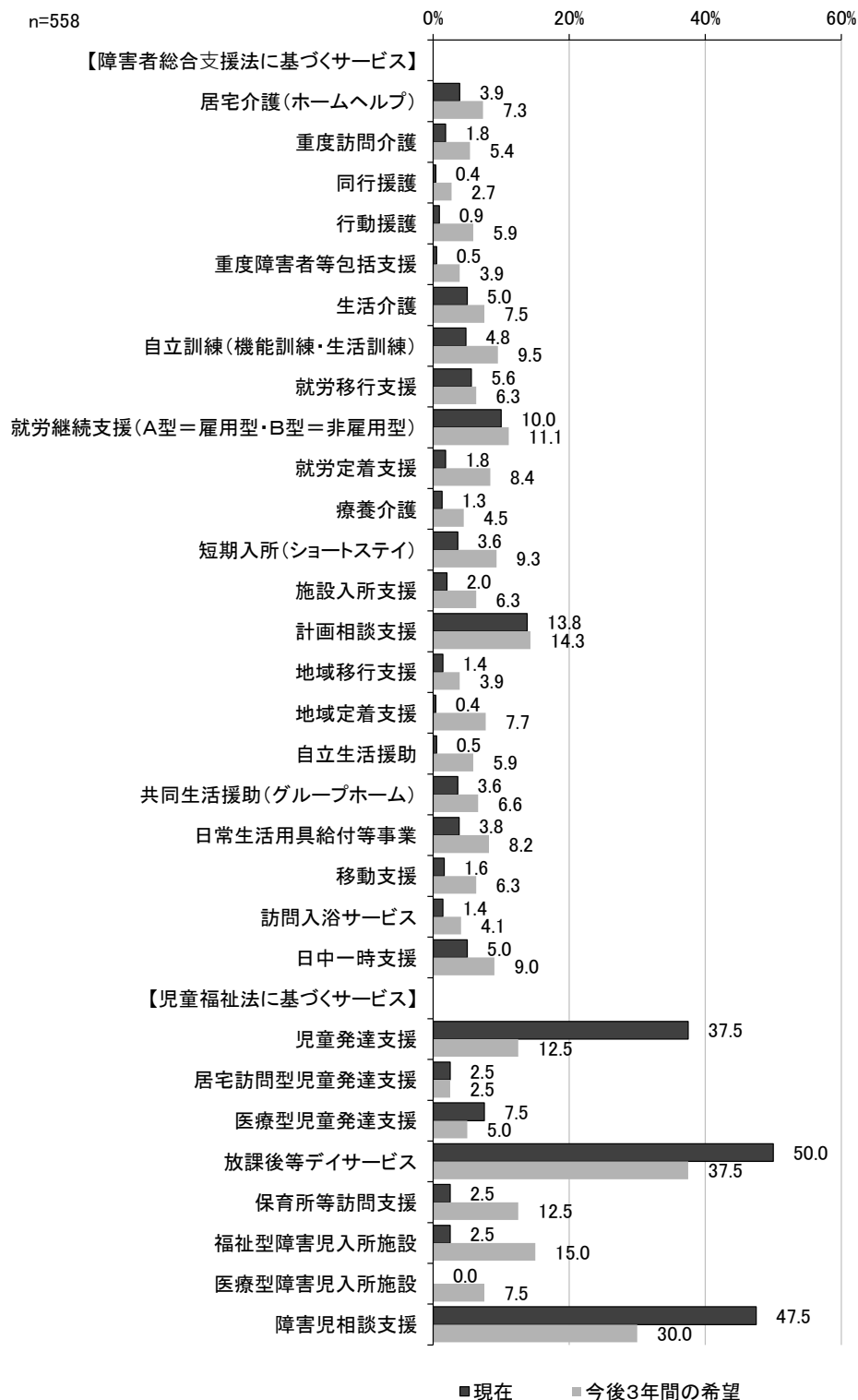
「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が47.7%と最も多く、次いで「通勤手段があること」が37.8%、「短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること」が36.0%となっています。



Q 障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向について（単数回答）

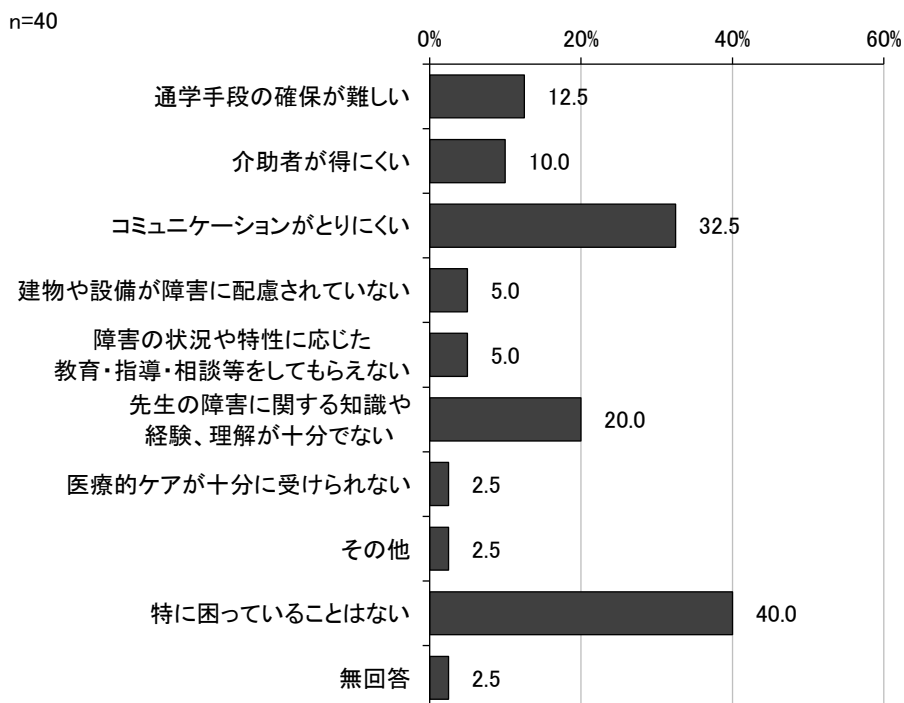
現在の利用の有無については、【障害者総合支援法に基づくサービス】では「計画相談支援」の割合が最も多く、【児童福祉法に基づくサービス】では「放課後等デイサービス」の割合が最も多くなっています。

また、今後3年間の希望については、【障害者総合支援法に基づくサービス】ではいずれのサービスでも、現在利用している割合を上回っています。



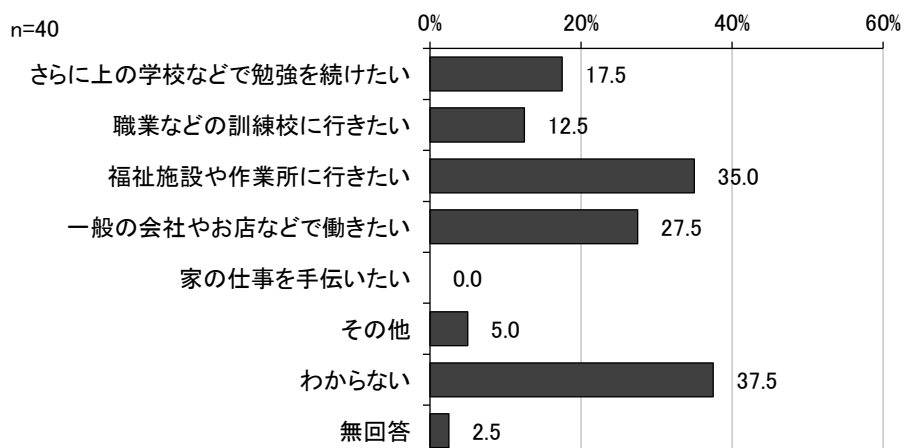
Q 学校のことで困っていることはありますか。(複数回答)

「特に困っていることはない」が 40.0%と最も多く、次いで「コミュニケーションがとりにくい」が 32.5%、「先生の障害に関する知識や経験、理解が十分でない」が 20.0%となっています。



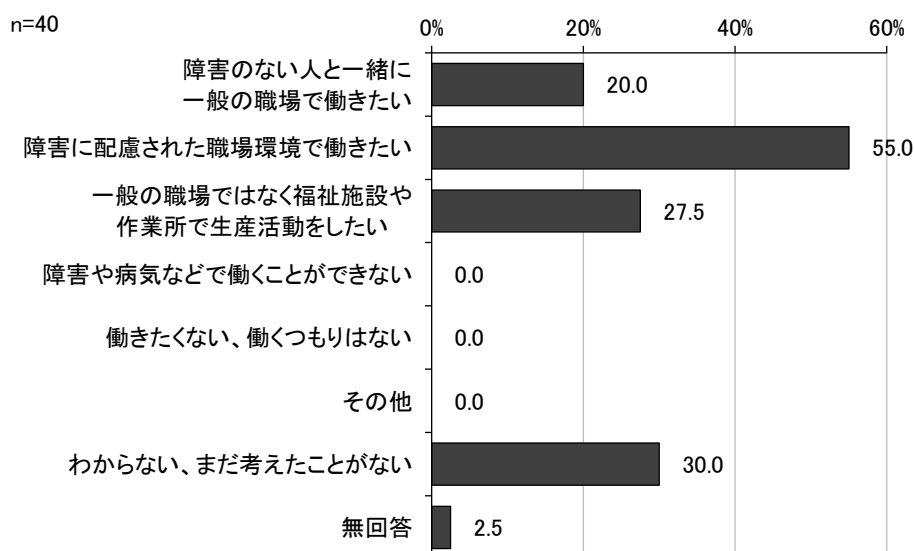
Q 中学・高校などの卒業後の進路はどのようにお考えですか。(複数回答)

「わからない」が 37.5%と最も多く、次いで「福祉施設や作業所に行きたい」が 35.0%、「一般の会社やお店などで働きたい」が 27.5%となっています。



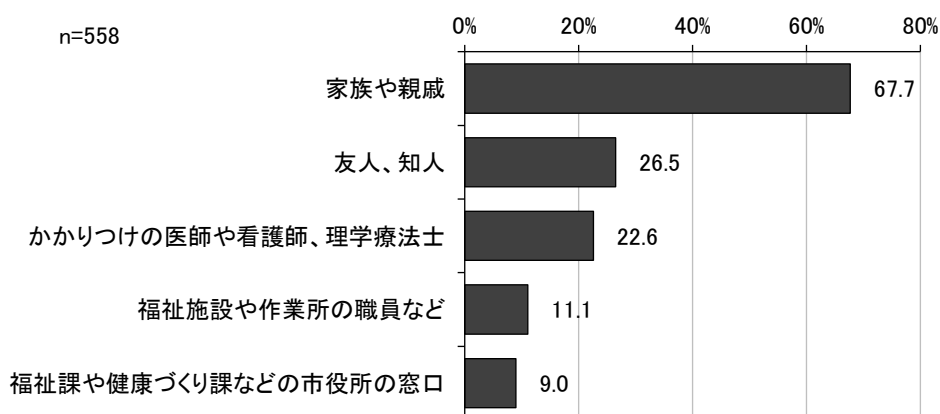
Q 将来、働くことについてどのようにお考えですか。(複数回答)

「障害に配慮された職場環境で働きたい」が 55.0%と最も多く、次いで「わからない、まだ考えたことがない」が 30.0%、「一般の職場ではなく福祉施設や作業所で生産活動をしたい」が 27.5%となっています。



Q あなたは、あなたについての悩みや困ったことを、どなたに相談しますか。(複数回答) ※上位5項目

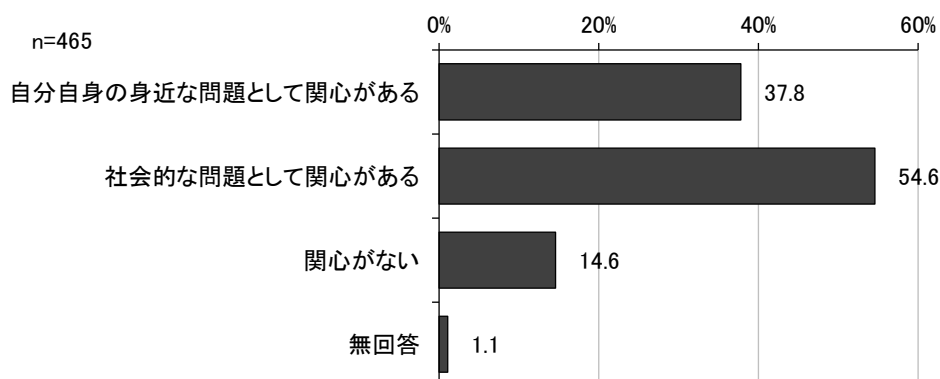
「家族や親戚」が 67.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 26.5%、「かかりつけの医師や看護師、理学療法士」が 22.6%となっています。



②市民アンケート

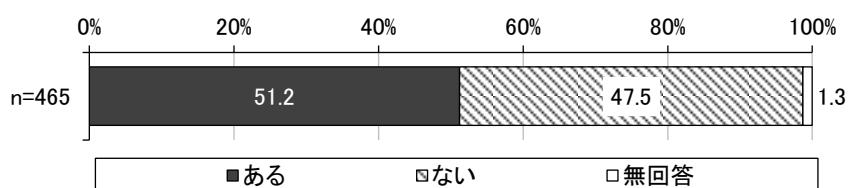
Q あなたは、「障害者福祉」に関心をお持ちですか。(複数回答)

「社会的な問題として関心がある」が 54.6%と最も多く、次いで「自分自身の身近な問題として関心がある」が 37.8%、「関心がない」が 14.6%となっています。



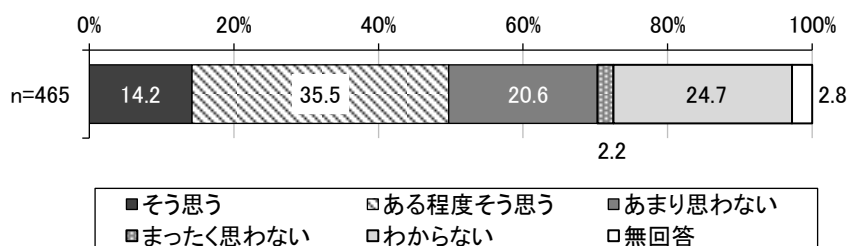
Q これまでに、障害のある人の手助けをしたことがありますか。(単数回答)

「ある」が 51.2%と、「ない」の 47.5%を上回っています。



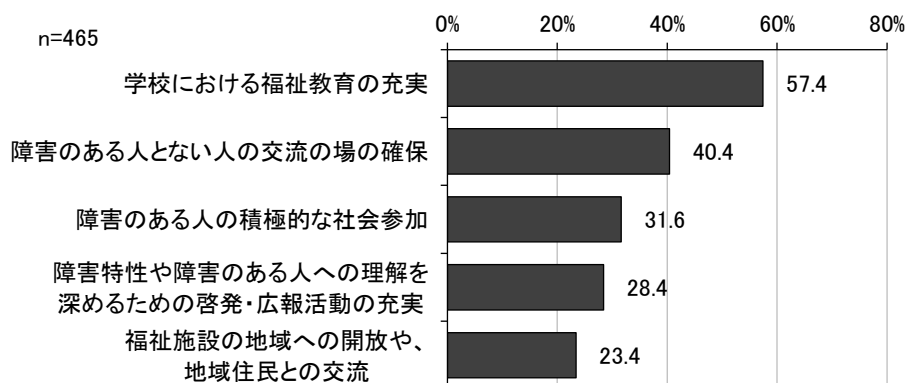
Q あなたは、障害のある人への理解が進んできたと思いますか。(単数回答)

「そう思う」と「ある程度そう思う」を合わせた『思う』が 49.7%と、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた『思わない』の 22.8%を上回っています。



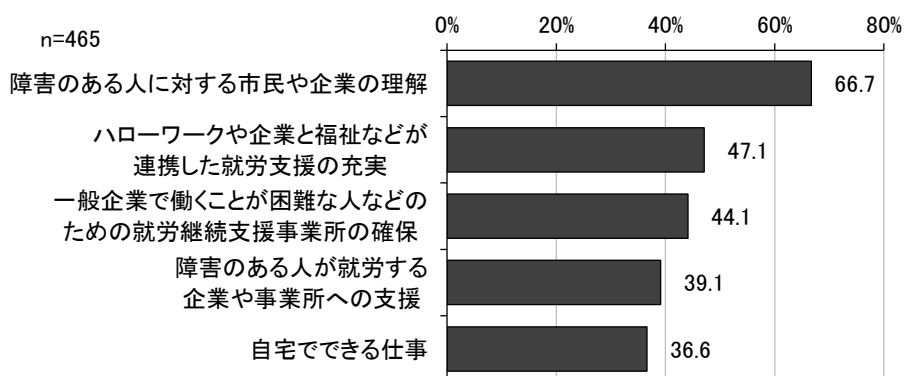
Q 障害のある人への理解を深め、差別や偏見などをなくすために必要だと思うことはありますか。(複数回答) ※上位5項目

「学校における福祉教育の充実」が57.4%と最も多く、次いで「障害のある人とない人の交流の場の確保」が40.4%、「障害のある人の積極的な社会参加」が31.6%となっています。



Q 障害のある人の就労場所を増やすために取り組むべきことはありますか。(複数回答) ※上位5項目

「障害のある人に対する市民や企業の理解」が66.7%と最も多く、次いで「ハローワークや企業と福祉などが連携した就労支援の充実」が47.1%、「一般企業で働くことが困難な人などのための就労継続支援事業所の確保」が44.1%となっています。



4 団体ヒアリング調査の結果

(1) 団体ヒアリングの実施概要

団体の活動や活動上の課題、下妻市が実施している福祉サービス等に関するご意見を伺うため、障害者関係団体に対して、団体の活動や活動上の課題、下妻市が実施している福祉サービス等に関するご意見を伺うヒアリング調査を実施しました。

調査の概要といただいた主なご意見は次のとおりです。

調査対象団体	市内当事者団体・家族会：4団体 ①下妻市身体障害者福祉協会 ②下妻市聴覚障害者協会 ③下妻市心身障害児者父母の会 ④下妻地方家族会
調査期間	令和5年12月1日～12月11日
調査方法	郵送配布・郵送回収

■主なご意見

活動における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の高齢化や減少が続き、今後どう増加させていくかが課題。 ・外出したいが足がない。 ・役員会、講演会、災害に対する学習会の開催について。
他団体との連携について	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の高齢化と、体調不良の方が多いため、なかなか集まる機会が少なくなりました。 ・議員との意見交換がしたい。 ・下妻市では通訳者がいないので、必要かどうか相談し提案要望したい。 ・日頃から相談、協力などコミュニケーションを図っていく必要があります。
就労（福祉的就労・一般就労）について	<ul style="list-style-type: none"> ・働く職場も限られており、労働条件（給料）なども恵まれてなく改善する必要があると思う。 ・経営者に対する指導・アドバイスなどが大切だと思う。
地域移行について	<ul style="list-style-type: none"> ・特に重度障害（児）者の地域移行のイメージがわかりません。1人で生活することは難しく、施設に入所しています。地域の中で生活できることは良いことですが、予算や人材が必要かと思われます。
文化芸術、スポーツ、社会活動等について	<ul style="list-style-type: none"> ・うたごえ、コンサート、クローケー等を実施しているが、いずれにしても外出支援や言葉かけが重要だと思います。 ・参加することは大事なことです。特に地域の中でのふれあいに繋がります。予算をどうつけていくかが問われると思います。
災害時の備えについて	<ul style="list-style-type: none"> ・対応が遅れることのないよう、連絡体制なども必要かと思っています。
障害（児）者にとって暮らしやすいまちになるためには	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練やリハビリの充実については、本人はもちろん、そのための場所の提供や提案が必要。 ・市の情報など、情報のバリアフリー化。 ・手話を広めてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・参加したくても出来ない障害者はいっぱいおります。団体の平均年齢が70代になってしまい、不安もあるが、障害者でも出来ることを一つでも生かしながら、この素敵な下妻で頑張っていきたいと思っています。 ・弱者を大切にする姿勢が重要で、そこから健常者に対しても同じ様に大切に社会が築かれるのではないのでしょうか。

(2)事業所ヒアリングの実施概要

下妻市内の障害福祉サービス事業所を対象に、現状・課題、今後に向けた方向性などについてアンケート調査を実施しました。調査の概要といただいた主なご意見は次のとおりです。

調査対象団体	市内でサービスを提供されている事業所：24 事業所
調査期間	令和5年12月1日～12月11日
調査方法	郵送配布・郵送回収

■主なご意見

不足していると思われるサービスや支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターや障害児通所施設など、出生時や健診などで障害があるとわかった児童が、専門職員による訓練や療育を受けられる施設が市内にない。 ・障害者の交通手段。 ・相談支援事業・児童発達支援事業所。特に児童は選択できる範囲がすごく狭い。 ・重度利用の方に対する夜間支援。 ・傾聴ボランティア、シルバー支援。 ・就労系サービス。
障害（児）者にとって暮らしやすいまちになるために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・その方に合った働き方を支援し労働につなげる。また、相談できる環境を作る。 ・自治区長等に対し、権利擁護や虐待防止の啓蒙活動。 ・小中学校での啓蒙教育の推進や思いやりの心の教育。 ・保護者の方は親亡き後にどう本人が生活するのかなどの心配が多いと思います。 ・本庁舎以外の公共建築（特に千代川庁舎）のバリアフリーや、歩道と歩道の段差解消（市内に数か所所有）。 ・就労支援の拡大、制限の幅を広げる。 ・情報弱者が出ない取り組み。 ・本人にあった利用場（居場所）の提供。 ・障害者の方が参加できる市主催のイベント拡大。 ・医療、学校、福祉、行政の連携が必要。 ・地域コミュニティとの交流の場がもっと多い方が良い。 ・社会体験の場があると良い。
障害（児）者の地域移行を進める上で重要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民の障害者に対する差別、偏見等を取り除くためのPR。 ・生活の場がある事、相談しやすい事、選択肢がある事が大切。 ・移動支援を気軽に使えるとよい。 ・自立訓練等の充実を図ることが必要と思われます。 ・地域との交流 障害（児）者や事業所について知ってもらう機会。 ・生活の場の確保。
「行政」「関係機関」「団体・事業所」「市民」などが連携を深めていくために必要なこと	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換できる機会があれば良いと思う。 ・日常的に関わりが必要。まずは挨拶的な事から。 ・顔を合わせて、気軽に情報共有や相談ができる環境が望ましい。 ・行政、関係機関、団体・事業所市民に対して、各障害者福祉団体が情報提供を行う。 ・普段から気軽に情報交換ができる関係の構築。関係ができていれば障害（児）者のニーズの解決に向けての選択肢が広がる可能性が高まる。 ・研修会、勉強会で支援の質の向上、顔を合わす機会が増えることで連携が取りやすくなると思います。

5 福祉サービス利用状況

(1)障害福祉サービス

■相談支援

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業	事業所数	力所	計画値	4	4	4
			実績値	3	4	4
計画相談支援	利用者数	人	計画値	310	319	329
			実績値	292	302	309
地域移行支援	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0

■訪問系サービス

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護	延利用時間	時間	計画値	256	266	276
			実績値	288	383	371
	利用者数	人	計画値	26	27	28
			実績値	23	27	26
重度訪問介護	延利用時間	時間	計画値	714	892	1,070
			実績値	538	589	672
	利用者数	人	計画値	4	5	6
			実績値	4	3	3
同行援護	延利用時間	時間	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0
	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
行動援護	延利用時間	時間	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0
	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
重度障害者等包括支援	延利用時間	時間	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	利用者数	人	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0

■日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	延利用 人数	人 日	計画値	2,176	2,195	2,214
			実績値	2,178	2,218	2,272
	利用者数	人	計画値	115	116	117
			実績値	108	113	120
療養介護	利用者数	人	計画値	7	7	7
			実績値	7	7	8
短期入所（福祉型）	延利用 人数	人 日	計画値	80	91	95
			実績値	26	54	76
	利用者数	人	計画値	3	3	3
			実績値	5	7	10
短期入所（医療型）	延利用 人数	人 日	計画値	13	13	13
			実績値	3	2	2
	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	4
自立訓練 (機能訓練)	延利用 人数	人 日	計画値	20	30	40
			実績値	12	9	3
	利用者数	人	計画値	2	3	4
			実績値	2	2	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用 人数	人 日	計画値	70	70	70
			実績値	85	111	92
	利用者数	人	計画値	4	4	4
			実績値	5	6	6

■日中活動系サービス（就労支援）

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労移行支援	延利用 人数	人 日	計画値	170	227	295
			実績値	247	130	168
	利用者数	人	計画値	15	20	26
			実績値	14	8	9
就労継続支援（A型）	延利用 人数	人 日	計画値	236	261	298
			実績値	290	409	324
	利用者数	人	計画値	19	21	24
			実績値	16	23	18
就労継続支援（B型）	延利用 人数	人 日	計画値	1,788	1,820	1,869
			実績値	1,858	1,945	2,083
	利用者数	人	計画値	110	112	115
			実績値	103	109	115
就労定着支援	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	1	0	1

■居住系サービス

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	利用者数	人	計画値	55	55	55
			実績値	54	54	53
共同生活援助	利用者数	人	計画値	73	77	80
			実績値	69	73	87
自立生活援助	利用者数	人	計画値	0	0	1
			実績値	0	0	0

■地域生活支援事業

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実績有無	有 無	計画値	有	有	有
			実績値	有	無	有
自発的活動支援事業	実績有無	有 無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	事業所数	力所	計画値	4	4	4
			実績値	1	1	1
	実績有無	有 無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
相談支援機能強化事業	実績有無	有 無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	実績有無	有 無	計画値	無	無	有
			実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	3
成年後見制度法人後見支援事業	実績有無	有 無	計画値	無	無	有
			実績値	無	無	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	件	計画値	10	15	20
			実績値	25	23	18
手話通訳者設置事業	設置者数	力所	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
介護・訓練支援用具	利用件数	件	計画値	4	4	4
			実績値	3	4	0
自立生活支援用具	利用件数	件	計画値	5	5	5
			実績値	7	1	6
在宅療養等支援用具	利用件数	件	計画値	2	2	2
			実績値	2	4	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	計画値	2	2	2
			実績値	2	2	0
排泄管理支援用具	利用件数	件	計画値	860	880	900
			実績値	950	866	1,167
住宅改修費	利用件数	件	計画値	2	2	2
			実績値	0	0	0

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者	人	計画値	10	10	10
			実績値	8	4	0
移動支援事業（個別支援事業）	利用者数	人	計画値	10	11	12
			実績値	17	13	6
	延利用時間	時間	計画値	270	297	324
			実績値	233	248	375
地域活動支援センター機能強化事業	実績有無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
日中一時支援	利用者数	人	計画値	55	58	61
			実績値	49	31	37
訪問入浴サービス	利用者数	人	計画値	5	6	7
			実績値	5	5	5
自動車運転免許取得・改造費補助事業	利用者数	人	計画値	3	3	3
			実績値	1	0	0
障害者虐待防止対策支援事業	実績有無	有無	計画値	有	有	有
			実績値	有	有	有
更生医療	利用者数	人	計画値	8	8	8
			実績値	8	9	5
育成医療	利用者数	人	計画値	3	3	3
			実績値	6	1	0
精神通院医療	利用者数	人	計画値	560	570	580
			実績値	580	591	615
補装具費	利用者数	人	計画値	89	92	95
			実績値	79	71	54

(2)障害児福祉サービス

■障害児相談支援

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業	利用者数	人	計画値	70	73	76
			実績値	79	104	105

■障害児通所支援

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	延利用者数	人 日	計画値	81	81	81
			実績値	124	173	211
	利用者数	人	計画値	10	10	10
			実績値	17	27	23
放課後等デイサービス	延利用者数	人 日	計画値	855	898	927
			実績値	914	1,091	1,301
	利用者数	人	計画値	60	63	66
			実績値	62	77	82
保育所等訪問支援	延利用者数	人 日	計画値	1	2	3
			実績値	1	2	1
	利用者数	人	計画値	1	2	3
			実績値	1	2	1
医療型児童発達支援	延利用者数	人 日	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	利用者数	人	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数	人 日	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	利用者数	人	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0

■その他の事業

		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	利用件数	件	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	利用件数	件	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1

6 障害者を取り巻く現状と課題

(1)地域における共生社会の促進

障害者が住み慣れた地域で安心して地域生活をおくるためには、周囲の障害に対する理解を促進することが重要です。

アンケートによると、障害への理解はある程度進んでいるという結果の一方で、依然として理解不足による差別や偏見を感じています。また、ヒアリングでは「社会体験の場があると良い、地域との交流の場が多い方がいい、障害（児）者や事業所についてもっと知ってもらい機会が重要、活動に参加するための環境（移動支援、声掛け等）が必要」等といった意見がありました。

障害のある人もない人も、一人ひとりが社会の一員として地域で暮らしていくために、地域で交流する機会の創出に取り組むとともに、障害に対する理解を促進するための取り組みを推進していくことが必要です。

(2)ユニバーサルデザインの推進

障害の有無や程度、年齢等に関係なく、すべての人が暮らしやすい環境を整備するために、ユニバーサルデザインの考え方を普及させていくことが重要です。

ヒアリングでは、「外出したいが足がない、公共施設のバリアフリー化、情報弱者がでない取り組みが必要」といった意見がありました。

障害者の安全や公平性の確保、また障害者の社会参加を推進するためにも、公共施設のバリアフリー化や移動手段の確保、情報アクセシビリティの向上等、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを推進する必要があります。

(3)障害者の就労に向けた支援

障害者が地域で経済的に自立した生活を送るためには、障害のある人が安心して働き、一人で暮らす能力を身に付けることができる環境の整備が重要です。

アンケートでは、障害者が仕事をするために必要だと思うことについては「職場の上司や同僚に障害への理解があること」が最も多いほか、障害児の方が将来働くことについてどのように考えているかについては、「障害に配慮された職場環境で働きたい」が最も多くあげられています。また、ヒアリングでは障害者を取り巻く環境として、「働く場所が限られている、労働条件（給料）が少ない、就労支援を拡大するべき」等といった意見がありました。

今後は、企業への障害者雇用の促進を図るとともに、就労移行支援や就労定着支援サービスを利用することにより、雇用の促進と就労定着に取り組んでいくことが重要です。

(4)障害児に向けた支援の推進

生涯を通じて、障害者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るためには、乳幼児期から高齢期に至るまでの支援体制の整備が必要であり、特に乳幼児期から青年期の支援は、その後の成長過程にも大きく影響を及ぼすため重要となります。

ヒアリングでは、障害児への支援として「専門職員による訓練や療育を受けられる施設がない、障害児相談支援の選択できる範囲が少ない」といった意見がありました。

障害のある子どもの保護者についても、誰にも相談できずに悩みや不安を抱え込んでしまうケースもあります。それを防ぐためにも、保護者に対する支援も並行して充実させる必要があります。

将来を見据え、早期から一人ひとりの特性に応じた適切な療育と教育を充実させるためには、関係機関と連携を図りつつ、障害のある児童・生徒の基本的な生活能力の向上や将来の社会参加につなげていくためのきめ細やかな教育環境づくりに取り組むことが重要です。

(5)関係機関等との連携や情報提供体制等の整備

障害者が地域で安心して生活するためには、医療や住まい、進学や就労等、多くの困りごとに総合的に対応できる窓口を充実させる必要があります。

アンケートでは、悩みや困ったことの相談先として「家族や親戚」が6割強となっており、友人や知人、医師や看護師・理学療法士、福祉施設や作業所の職員などとなっています。

さらに、行政や関係機関、団体・事業所、市民同士の連携については、「普段から気軽に情報交換ができる関係の構築、連携や交流を深められる場があると良い、連携をすることの効果を知りたい」といった意見がありました。

今後は連携をより強化していくために、情報共有や交流などを持てるような機会の創出が求められているとともに、日頃から相談やコミュニケーションを図っていくなど、行政や団体・事業所、市民同士の連携を図っていくことが求められます。

第3章 計画の目指す方向

1 計画の理念・基本視点

(1) 計画の理念

本計画の上位計画である第6次下妻市総合計画の障害福祉分野では、「障害のある人が安心して暮らせる社会を目指し、障害福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人の社会参加を促進します。」を取り組みの方針として障害者福祉を推進しています。

また、この理念は、障害者・障害児の福祉施策の基本方向を定めた「第4期下妻市障害者計画」と、障害福祉サービスと児童福祉法に基づくサービスの提供体制の確保に向けた「第7期下妻市障害福祉計画・第3期下妻市障害児福祉計画」の共通の理念として設定します。

■計画の理念

ともに支えあう
障害のある人にもない人にも
やさしいまち

(2) 基本視点

本計画においては、

- 障害のある人の人権と主体性を尊重した支援
- 利用者本位の障害福祉サービスの充実
- インクルージョンの理念に基づく共生社会の実現

の3つを引き続き基本視点として、障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめとする様々な福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを必要とする人が使いやすい、利用者の目線に立ったサービスの提供に努めます。

2 基本目標・施策の方向

本計画の理念に基づき、基本目標として以下の7つを定めて、具体的な施策を体系化し、その総合的な推進を図ります。

基本目標1 保健・医療の充実

障害のある人の命と健康を維持し、障害を軽減するために、自立支援医療制度に基づく医療費の助成や高次脳機能障害を持つ人への支援を行います。

また、発達障害を含む障害の早期発見・早期対応や、生活習慣病の発症や重症化予防、こころの健康の維持のための保健・医療体制の充実を図ります。

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

障害のある人の意向に応え、サービスの全般的な満足度の向上を図るとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう、支援を行います。

また、「第7期下妻市障害福祉計画・第3期下妻市障害児福祉計画」に盛り込まれた障害児・障害者に対する福祉サービスの円滑で着実な推進を図ります。

基本目標3 教育等の充実

障害のある子どもについて、乳幼児期における家庭を含めた相談支援から、一人ひとりの子どもと向き合った特別支援教育の推進、更に教育機関を卒業したのちの就労まで、切れ目のない支援を行う体制の整備・充実に努めます。

基本目標4 雇用・就労の促進

就労を希望している障害のある人が希望を叶えることができるよう、それぞれの人に対応した職業リハビリテーションの実施体制の充実を図るとともに、就労の場の確保・拡大に向け市内の企業に対する雇用促進のための対策や制度についての周知と啓発を図ります。

基本目標5 社会参加の促進

障害のある人の生きがいづくりに加え、障害のある人とない人が共に参加し、学ぶことで障害への理解促進につながることから、文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。また、障害のある人の社会参加が容易になるよう、必要な情報へのアクセシビリティの向上に努めます。

基本目標6 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

障害があることによる差別が解消に向かうよう、また、障害のある人の権利が侵害されず、権利の行使が適切に行われるよう、差別の解消や権利擁護の促進を図ります。

また、障害者に対する虐待の防止に努めます。

基本目標7 共生社会の構築

障害者福祉について全ての人が関心を持ち、障害についての理解が進むよう、周知や啓発に努めます。

また、障害のある人だけでなく、全ての市民が快適に過ごせるまちづくり、バリアフリー化を計画的に推進するとともに、災害発生時に備え、障害種別に応じた支援体制の整備を進めます。

第4章 障害者計画の施策の取り組み

基本目標1 保健・医療の充実

施策の方向1 健康づくり・障害への早期対応の推進

乳幼児の発育発達や健康保持・増進、疾病の早期発見を目的として乳幼児健康診査、保健指導を実施します。専門職による相談事業では、ことばや行動面、発達などを確認し、お子さんにあったかわり方の助言を行うとともに、療育等の関係機関と連携を図ります。

また、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

取組	内 容	関係課
1 医療的ケア児への支援	茨城県医療的ケア児支援センター「みちしるべ」との連携を強化し、医療的ケア児の状況等に応じたサービスの提供ができるよう支援します。	福祉課
2 介護予防・日常生活支援総合事業（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、訪問介護、通所介護を含んだ介護予防・日常生活支援総合事業を行います。	長寿支援課
3 乳幼児健診・相談	5か月児健診、1歳児相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達相談により身体計測、内科診察、歯科診察などを行うとともに、育児相談、栄養相談、歯磨き指導、更に、集団生活に入ってから発達相談を実施します。	健康づくり課
4 すくすく相談	発育や発達等に心配がある児童を対象に、公認心理士によるすくすく相談を行い、保護者の心配や悩み事に対応します。 また、子どもの成長を一緒に考え、必要に応じ医療機関やその他療育等につなぐとともに、保育園等との連携を図ります。	健康づくり課
5 小児リハビリ教室	肢体不自由児とその家族に対して、理学療法士の指導により専門的な早期療育を図ります。 また、保護者同士の交流や個別相談を行い、障害児とその家族が安心して社会生活を送れるよう支援します。	健康づくり課
6 健康診断・保健指導	40歳以上の人を対象とした、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び39歳以下と75歳以上の人を対象とした基本健康診査を実施します。結果に基づき保健指導や受診勧奨を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ります。	保険年金課 健康づくり課

取組		内 容	関係課
7	がん検診等各種検診事業	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等の各種がん検診及び骨粗しょう症や脳検診を行うとともに、検診後の要精密検査等の受診勧奨を実施します。	健康づくり課
8	運動推進事業	保健センターで、健康相談、血圧測定、尿検査、体脂肪測定など健康チェックを行います。 また、運動に興味を持ち、運動に取り組む市民が増えていくことを目的に健康ミニ講座、軽い運動、ストレッチングなどによる健康づくりを実施します。	健康づくり課
9	就学時健診	小学校入学予定者の身体の状態を把握して円滑な就学につなげるよう、就学前の健康診断を実施します。	学校教育課
10	乳幼児発達相談事業	生活に必要な習慣を身につけるため、個別相談と集団指導を通して、一人ひとりのお子さんに即した接し方を保護者に助言・支援します。	社会福祉協議会

施策の方向2 心の健康維持・相談支援体制の推進

市民の様々な悩みに答えるため、相談窓口体制を充実させるとともに、より効果的な相談支援業務が実施できるよう、保健・医療・福祉・教育の連携の強化を図ります。

取組		内 容	関係課
11	障害者相談支援事業	基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核として障害に関する相談に応じ、関係機関と連携し、支援体制の強化を図ります。	福祉課
12	こころの健康相談	毎月、心の病について専門家が相談に応じるとともに、周知・啓発を進め、相談者の相談場所の確保に努めます。	福祉課
13	自殺防止対策の推進	下妻市自殺対策計画に基づき、関係各課や様々な分野の機関や団体と連携を図り、自殺防止対策を推進します。 広報紙やインターネットの活用、パンフレットや啓発品の配布、「こころの健康相談」を通じて、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発をおこないます。	福祉課
14	孤独・孤立防止対策の推進	障害がある人やその家族が孤独・孤立で苦しむことがないように、地域住民や関係機関と連携を図るなど、孤独・孤立の予防に努めます。	福祉課 長寿支援課
15	心配ごと相談	日常生活における諸問題に対し、弁護士や心配ごと相談員による法律相談を行います。	福祉課
16	スクールカウンセラー配置	小・中学校に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止等の教育相談を実施し、早期発見及び早期解決に努めます。	指導課

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、難病患者の支援事業や発達障害・高次脳機能障害を持つ人への相談・情報提供などの支援を行います。また、障害のある人の地域におけるリハビリテーションの充実に努めます。

取組		内 容	関係課
17	自立支援医療給付	障害者等の心身の状況から自立支援医療を受ける必要がある人に、受給者証を交付し、自立支援医療を受けた時は、自立支援医療費を支給します。	福祉課
18	発達障害・高次脳機能障害を持つ人への支援	発達障害や高次脳機能障害について、ホームページ等で広報・周知等を行うとともに、これらの障害を持つ人や家族に向けた相談・情報提供等の支援を行います。また、「茨城県発達障害者支援センター」や「茨城県高次脳機能障害支援センター」の周知に努め、連携強化を図ります。	福祉課
19	地域リハビリテーションの充実	自立した地域生活や職場復帰、社会復帰に向け、適切なリハビリテーションに取り組めるよう、自立訓練等の機能訓練を促進します。また、ホームページ等で自立訓練等についての周知を行います。	福祉課

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の推進

施策の方向1 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、障害支援区分認定審査会の運営、障害支援区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。特に、サービス利用の窓口となる「相談支援事業」（地域生活支援事業）の充実に努めます。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて、利用者本位の立場に立って事業運営されるよう、関係機関と連携した実地指導や助言等を行います。更に、サービスの利用にあたっては、苦情処理制度や利用者負担軽減措置制度等の周知に努めます。

取組		内 容	関係課
1	障害支援区分認定・サービス支給決定	認定調査員の調査結果をもとに障害支援区分の一次判定を行い、「障害支援区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害支援区分の認定を行います。また、利用者の意向が反映されたサービス等利用計画に基づき、介護給付・訓練等給付の支給決定を行います。	福祉課
2	下妻市障害者自立支援協議会の運営	相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、関係機関のネットワークの中核機関として地域自立支援協議会を運営し、地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点の整備について協議するとともに、専門部会の設置を検討します。	福祉課
3	指定障害福祉サービス事業者等の質的向上	サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」を受けようとする事業の周知・助言を行うとともに、県等の関係機関と連携し、実地指導において助言を行います。	福祉課

施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

障害者総合支援法に位置づけられている自立支援給付には、大きく、「介護給付費」、「訓練等給付費」、「相談支援給付費」、「補装具費」などが含まれています。下妻市障害福祉計画・下妻市障害児福祉計画に基づき、これらの障害福祉サービスの円滑な実施と必要なサービスの見込量の確保供給を図ります。

取組		内 容	関係課
4	自立支援給付	障害者総合支援法を踏まえ、サービス等利用計画に基づき、自立支援給付を行います。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、ホームページ等で広報・周知を行います。	福祉課
5	障害福祉サービス・障害児福祉サービスの供給確保	介護給付・訓練等給付等のサービス必要量を確保・供給できるように、県及び近隣市町村等と連携し、サービス事業所の確保を推進します。	福祉課

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法における障害福祉サービスとして、自立支援給付とともに位置づけられている、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する事業です。その内容は、相談支援事業や移動支援事業、理解促進研修・啓発事業などの必須事業と、市町村の任意事業に区分されています。

今後も必須事業の充実を図るとともに、任意事業についても、従来から実施していた事業の継続を基本に、障害のある人の地域生活を支援する視点から事業の更なる充実を検討します。

取組		内 容	関係課
6	下妻市障害者基幹相談支援センター事業	障害のある人やその介護者、障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、サービス事業者などとの連絡調整を行います。また、障害のある人の虐待や権利擁護等の相談支援を行います。	福祉課
7	聴覚障害者等意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、代読等を行う人の派遣などを行います。また、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ等の関係機関との連携体制を構築します。	福祉課
8	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。	福祉課
9	移動支援事業	移動支援の利用により外出の機会が得られ、充実した日常生活を送ることができるよう、屋外での移動が困難な障害のある人について、事業所等と連携を図りながら適切な支援の提供を行います。	福祉課
10	地域活動支援センター事業	障害がある人が創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進等を図るため、地域活動支援センターの運営を支援します。	福祉課
11	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している家族の就労支援、一時的な休息を図ります。	福祉課
12	手話奉仕員養成研修事業	下妻市聴覚障害者協会に委託し、手話講座を実施します。手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。	福祉課
13	訪問入浴サービス事業	身体の清潔保持ができ、自宅での生活が継続できるよう、在宅で入浴に介助を必要とする重度の障害のある人に対し、事業所と連携を図りながら居宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護を行います。	福祉課
14	自動車運転免許取得・改造費助成事業	障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。	福祉課
15	理解促進研修・啓発事業	住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	福祉課

取組		内 容	関係課
16	自発的活動支援事業	交流会や社会復帰活動等、障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう障害者等やその家族、住民等が自発的に行う活動に支援を行います。	福祉課
17	成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用を助成します。	福祉課 長寿支援課
18	成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用促進を図るため中核機関を設置し必要な支援につながるよう相談機能の充実・強化を図ります。また、必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
19	成年後見制度法人後見支援事業	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安がある方の権利を守れるよう、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、必要な契約手続き、日常的な金銭管理等を行う「成年後見サポートセンターしもつま」を支援します。	福祉課 長寿支援課

施策の方向4 日常生活を支援する事業の充実

地域において、障害のある人が快適で安全な生活を送るためには、住みやすい住宅の確保が不可欠です。これからも、障害のある人の地域生活への移行を進めるため、公営住宅の整備や住宅リフォーム助成を継続して実施します。また、市民や社会福祉協議会等との連携も進めながら、各種の障害福祉サービスの提供を行います。

取組		内 容	関係課
20	障害者手帳の交付	身体障害者手帳の交付事務及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付取次事務を行います。	福祉課
21	障害者福祉タクシー利用料金助成	医療機関への通院や福祉行事への参加等の移動時に、タクシー料金の一部を助成します。	福祉課
22	重度障害児者住宅リフォーム助成	重度の障害のある人や児童が家庭生活を送りやすくするために住宅の一部を改造する場合に、費用の一部を助成します。	福祉課
23	心身障害児者おむつ代助成	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受け在宅でおむつを使用している人に対し、費用の一部を助成します。	福祉課
24	障害者相談員事業	身体障害や知的障害のある人について熱意のある民間の協力者により、障害のある人等や家族等からの相談を受けます。	福祉課
25	障害者住宅整備資金貸付	障害のある人または障害のある人と同居する世帯に対し、障害のある人の居住環境を改善するため居室等を増改築または改造する経費の貸付を行います。	福祉課
26	地域生活支援拠点等の整備	障害者等の地域での暮らしや自立を希望する人への支援を推進するため、相談、緊急時の対応、体験の場としての機能等を備えた地域生活拠点等の整備を進めます。	福祉課
27	障害者対象公営住宅の整備	市営住宅長寿命化計画に基づき、既存住宅の計画的な維持管理及び修繕を図りながら、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう公営住宅のバリアフリー化を検討します。また、段差の解消、手すりの設置等。また、地域生活を希望する障害者のために民間住宅の借り上げ等による住宅整備を検討します。	建設課
28	日常生活自立支援事業	知的障害や精神障害等により判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理、書類の預かりサービス等を支援します。	社会福祉協議会
29	在宅福祉サービスセンター事業	住民同士の支え合いによる有償の相互援助事業として、サービスを必要とする高齢者や障害者等の利用会員に対し、家事や買い物、外出支援等のサービスを提供します。	社会福祉協議会
30	「成年後見サポートセンターしもつま」事業	認知症や障害等で判断能力に不安のある方の権利を守るよう、相談支援や後見人等候補者の受任調整、法人として後見人等となりご本人の生活を維持するために必要な契約手続きや金銭管理等を行います。	社会福祉協議会

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後も、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、障害のある人の生活の安定と経済的自立を支援します。

取組		内 容	関係課
31	特別障害者手当等支給	在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当) また、制度についてホームページや広報等で周知を図ります。	福祉課
32	難病患者福祉手当支給	指定難病特定医療費受給者証の交付者からの申請を受け、原因不明、治療法未確立な難病患者に対し年1回手当の支給を行います。	福祉課
33	心身障害者扶養共済	障害のある人の保護者が毎月一定の掛金を納付することで、保護者が死亡、または身体に著しい障害を有することになった場合、障害のある人に年金を支給します。 また、制度についてホームページや広報等で周知を図るとともに、加入希望の保護者に対し、必要な手続きを案内します。	福祉課
34	特別児童扶養手当支給	20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して手当を支給します。また、制度についてホームページや広報等で周知を図ります。	福祉課
35	重度心身障害児童福祉手当支給	在宅で心身に重度の障害のある20歳未満の児重を扶養している保護者に手当を支給します。また、制度についてホームページや広報等で周知を図ります。	福祉課
36	障害年金の相談	障害のある人やその家族等からの障害年金受給に関する相談・申請等を行います。	福祉課 保険年金課
37	税や各種割引・減免制度の周知	自動車税(窓口=県税事務所)住民税・軽自動車税(窓口=税務課)等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料の減免、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度について、「ご利用ください福祉の制度」やホームページを通じて案内します。	福祉課 税務課
38	医療福祉費支給制度(マル福)	身体障害者手帳1級・2級・3級(内部障害)、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、障害基礎年金1級受給者、特別児童扶養手当1級受給者などを対象とし、保険適用分の医療費を助成します。	保険年金課
39	生活福祉資金等の貸付	・生活福祉資金 ※茨城県社会福祉協議会の審査有 障害のある人がいる世帯の経済的自立・生活意欲の助長を目的に一時的に必要な費用の貸付を行います。 ・小口資金貸付 緊急に生活費が必要な世帯に少額の生活費の貸付を行います。	社会福祉協議会

基本目標3 教育等の充実

施策の方向1 障害児の育成支援

療育や就学、各種の福祉サービスの活用に向けて、個別に、継続的・総合的な支援計画の作成など、障害のある子どもを対象とする療育・教育機関と連携した相談体制の整備に努めます。

	取組	内 容	関係課
1	障害児支援体制の構築	関係機関と連携しながら、障害児に対する重層的な支援体制構築に取り組みます。	福祉課
2	障害児通所支援の充実	身近な地域で障害児のニーズに応じた通所支援サービスが受けられるように、児童発達支援・放課後等デイサービス等を実施します。	福祉課
3	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や歩行支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。	福祉課
4	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等を助成します。	福祉課
5	特別支援学校との連携	障害がある児童生徒が在籍する特別支援学校との連携を強化し、障害の特性に応じた支援ができるよう、関係機関と連携します。	福祉課
6	障害児保育の事業	障害児保育の運営支援を行い、障害のある児童が保育園で集団生活をし、また保育士と関わりながら、いろいろな活動や遊びを経験し、安心して楽しく生活する場を提供します。	子育て支援課
7	家庭児童相談事業	虐待通告や要保護児童に関わる各種相談について、関係機関と連携し、虐待の未然防止や要保護児童の早期発見・早期対応に取り組みます。	子育て支援課
8	就学相談・指導	就学に関する相談を随時行い、就学懇談会への参加や特別支援学校への体験学習、市内小中学校の見学など、保護者や幼児児童生徒のニーズに応じた就学指導を実施していきます。	指導課

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある子についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。

また、発達障害のある子を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級を充実、推進するとともに、障害のある子が支障なく学校生活を送れるよう、学校施設のバリアフリー化を促進します。

更に、障害のある子の豊かな社会性や人間性を育成し、同時に地域の人々や子どもたちの障害のある子に対する理解を広げるために、特別支援学校生徒と地域の児童との交流教育を推進します。

取組		内 容	関係課
9	学校生活支援員の配置	特別に支援を要する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、障害のある児童・生徒の学校生活を支援する学校生活支援員を配置し、きめ細かな支援を行います。	学校教育課
10	学校施設のバリアフリー化事業	障害のある児童・生徒が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進します。	学校教育課
11	特別支援教育コーディネーターの配置	各校に1名の特別支援教育コーディネーターの配置を継続し、学校内での協力体制の構築と、学校外の関係機関との連携協力を推進します。	指導課
12	通級指導	小学校、中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を通級指導教室で行います。また、近隣の特別支援学校と連携し、個々の児童生徒への指導について助言や援助をいただきながら指導の充実を図ります。	指導課
13	特別支援学級	小学校・中学校の知的障害、情緒障害、言語障害の特別支援学級において、障害のある児童生徒に対し、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。個別的教育支援計画や指導計画については、具体的な目標設定や自立活動6区分27項目との関連を図ります。	指導課
14	福祉教育支援事業	児童に対してボランティア活動など地域の福祉体験学習の機会を提供するなど福祉教育を支援します。	社会福祉協議会
15	福祉教育・交流教育	ボランティア活動などの地域の体験学習については、各学校の計画のもと、地域の人的物的資源を活用した福祉教育を推進します。特別支援学校の生徒との交流については、継続的な交流及び共同学習を図ります。	指導課

基本目標4 雇用・就労の促進

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

ハローワークとの連携により、障害者雇用促進法について、雇用主への普及・啓発・広報活動を実施します。また、地域における学校・企業・関係機関等との連携や、就労継続支援 B 型事業所を対象とした「茨城県工賃向上計画」との連携強化など、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

また、在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては、在宅就業障害者支援制度等の活用に努めます。

更に、障害者就労施設からの障害者優先調達推進法に基づき、市内事業所への業務発注を推進します。

取組		内 容	関係課
1	雇用促進対策の普及・啓発・広報	「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、市内の事業所に対し、ハローワークと連携して障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行います。	福祉課 商工観光課
2	「茨城県工賃向上計画」と連携	茨城県工賃向上計画について周知を図ります。また、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、市内事業所への業務発注を行います。	福祉課
3	在宅就業障害者支援制度の活用促進	在宅での仕事を希望する障害のある人に対して、「在宅就業障害者支援制度」活用の周知に努めます。	福祉課
4	福祉的就労の場等の充実	自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによるいきがいの創出を目的とした就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型等の福祉的就労の場の充実を図ります。	福祉課
5	障害者優先調達制度の拡大	障害者就労施設等が供給する物品等の調達を推進します。	福祉課

施策の方向2 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人に対して、自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。

また、福祉施設退所者や特別支援学校卒業者等で、働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、就労に必要な訓練から就職後の定着までの支援を図るほか、ハローワークのトライアル雇用やジョブコーチなどの雇用施策と連携を進めるなど、効果的な支援に努めます。

更に、令和7年度より新たに実施される就労選択支援など、就労意欲のある障害のある人が適切な就労に結びつくよう、支援の充実を図ります。

取組		内 容	関係課
6	障害福祉サービス・就労支援事業等の確保	障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業、就労定着支援による定着を図り、就労を支援します。 また、希望や能力等に応じ、適切な就労先につなげ、定着を図るための就労選択支援を促進します。	福祉課
7	障害者施行（トライアル）雇用事業の促進	短期で障害のある人の試行雇用（トライアル雇用）を行い、一般雇用への移行を目指す事業を、ハローワークと連携して促進します。	福祉課
8	職場適用援助者（ジョブコーチ）支援事業の促進	知的障害または精神障害のある人の職場適応を容易にするために、職場にジョブコーチを派遣する事業をハローワークと連携して促進します。	福祉課

基本目標5 社会参加の促進

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動は、障害のある人の生きがいや楽しみを増やす活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動と位置づけ、その活動を支援し、振興に努めます。

また、障害者の社会参加と平等を実現するために、各種イベントを通じた交流事業を行います。

取組		内 容	関係課
1	茨城県障害者スポーツ・文化協会のイベントへの参加促進	茨城県障害者スポーツ・文化協会が企画するスポーツ大会や文化活動等の各種事業に賛同し、障害児・者の参加促進を図ります。	福祉課
2	障害者対象の図書館等の拡充	市立図書館等で、障害のある人を対象とする図書等を計画的に拡充するとともに、対面朗読ボランティア等の育成に努めます。また、電子図書館の導入による自動読み上げ機能についても検討を行います。	図書館
3	障害者交流事業	心身障害児者福祉推進協議会によるスポーツ交流会や花火大会等の企画・運営を支援します。	福祉課
4	市文化祭への作品出展	市文化祭で障害者団体の作品を出展します。	生涯学習課

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、市ホームページのバリアフリー化の継続的に行うとともに、地域生活支援事業における「聴覚障害者等意思疎通支援事業」をはじめとする障害のある人が情報にアクセスできる環境の改善に努めます。

取組		内 容	関係課
5	ホームページのバリアフリー化の推進	障害のある人向けの情報提供のツールとして充実を図るため、ホームページのバリアフリー化を推進します。 (文字の大きさのズーム、画面色の変更、読み上げ機能など)	秘書課 DX推進課
6	やさしい日本語の推進	誰にとっても理解がしやすい情報提供を目指し、「やさしい日本語」を用いた、情報発信やコミュニケーションを推進します。	企画課
7	聴覚障害者等意思疎通支援事業 (2-7再掲)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、代読等を行う人の派遣などを行います。	福祉課
8	手話奉仕員養成研修事業 (2-12再掲)	下妻市聴覚障害者協会に委託し、手話講座を実施します。手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。	福祉課
9	聴覚障害者への情報提供の充実	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、手話やICTなどのデジタル機器等を利用した情報提供を推進します。	福祉課
10	文字表示機能付き防災ラジオ配布事業	身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯及び事業所に、防災ラジオに文字表示機能を付加したものを配布します。	消防防災課
11	視覚障害者等の読書環境の整備	視覚障害者等が利用しやすい読書環境を整備します。	図書館
12	声の広報配布事業	視覚障害者が情報収集できるよう、社会福祉協議会や市の広報紙等を音訳したCDを配布します。また、点字広報の実施について検討します。	社会福祉協議会

基本目標6 差別の解消・権利擁護の推進及び虐待の防止

施策の方向1 差別の解消、権利擁護の推進・権利行使の支援

障害のある人が日常生活や社会生活を送るための妨げとなる、様々な社会的障壁等の除去に努めるとともに、合理的配慮に関する知識の普及・啓発を行います。

また、判断能力が十分でない障害のある人が、自身の権利と財産を守るための成年後見制度の利用を支援するとともに、制度の充実に努めます。

取組		内 容	関係課
1	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供	障害者差別解消支援地域協議会を設置するとともに、福祉課を窓口として障害者差別及びその解消に関する知識の普及・啓発、差別の事象発生時の解消に取り組みます。 障害者にとっての日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮」に関する知識の普及・啓発に取り組みます。	福祉課
2	成年後見制度利用支援事業（再掲 2-17）	認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用を助成します。	福祉課 長寿支援課
3	成年後見制度利用促進事業（再掲 2-18）	成年後見制度の利用促進を図るため中核機関を設置し必要な支援につながるよう相談機能の充実・強化を図ります。また、必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	福祉課 長寿支援課 社会福祉協議会
4	成年後見制度法人後見支援事業（再掲 2-19）	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力に不安がある方の権利を守れるよう、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、ご本人に必要な契約手続き、日常的な金銭管理等を行う「成年後見サポートセンターしもつま」を支援します。	福祉課 長寿支援課

施策の方向2 虐待防止施策の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関との連携し、障害のある人への虐待の防止を推進します。また、障害福祉に関する事業所や擁護者、市民などを対象に、虐待と虐待予防に関する知識の普及・啓発に取り組みます。

取組		内 容	関係課
5	障害者虐待防止対策支援事業	「障害者虐待防止センター」により、虐待の早期発見、発生時の対応、再発防止に取り組みます。 関係機関との連携・調整を行うなど、障害者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待の防止に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。 障害福祉サービス事業所や利用者、養護者、市民や団体に向けて、虐待とその防止に関する知識の普及・啓発、虐待発生時の支援に取り組みます。	福祉課

基本目標7 共生社会の構築

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

市内の公共的施設や集客施設等や公園・道路などの生活・移動環境について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた点検を行い、「公共施設等マネジメント計画」に基づき、バリアフリー化を推進します。

取組		内 容	関係課
1	投票会場のバリアフリー化	障害のある人や高齢者等投票する人のためにスロープを取り付けるなどバリアフリー化を進め、利用しやすい投票所の環境を確保します。	総務課
2	公共施設等のバリアフリー化	公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰も利用しやすいようユニバーサルデザインの対応に努めます。 また、管理施設については、バリアフリー化状況を点検し、利用状況や社会情勢を鑑み検討・実施します。	資産経営課
3	道路・交通安全対策の推進	道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障害のある人専用信号機の設置要請など障害のある人の移動環境の整備、安全対策を推進します。	建設課 消防防災課

施策の方向2 災害時及び緊急時支援・防犯対策の推進

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、「地域防災計画」に基づいて、避難訓練の実施や避難場所の周知など、災害発生に備えた体制の整備に努めるとともに、実際の避難支援の際の基礎となる避難行動要支援者名簿の管理を推進します。

緊急時に障害のある人が速やかに必要な支援を受けられるような環境の改善に努めます。

また、障害のある人が消費者被害等を含む様々な被害にあわないように、関係機関と連携した注意喚起のための広報・啓発を行います。

取組		内 容	関係課
4	地域防災計画の推進	「地域防災計画」に基づき、障害のある人の支援対策を推進するとともに、障害のある人への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図ります。 また、災害時障害者支援対策の構築を図るとともに、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していきます。	消防防災課
5	避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の定期的な点検・更新による最新版管理を行い、個別避難計画の作成を推進します。 また、福祉避難所運営マニュアルの作成を検討します。	消防防災課 福祉課 長寿支援課
6	防犯対策の推進	犯罪や悪質商法の被害防止に向け、警察や消費生活センター等、関係機関と連携を取りながら、障害者が安心して生活できるよう、情報提供や相談を行います。	消防防災課 商工観光課
7	文字表示機能付き防災ラジオ配布事業（再掲 5-10）	身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯及び事業所に、防災ラジオに文字表示機能を付加したものを配布します。	消防防災課
8	緊急通報システム NET119 の普及啓発	NET119 は、通話での通報が難しい方のための、携帯電話またはスマートフォン等のインターネット機能を利用して 119 番（消防機関）へ通報できるシステムです。システムの利用登録の普及啓発に努めます。	福祉課

施策の方向3 地域支援体制の整備

障害のある人に関する福祉施策の推進にあたり、日常生活自立支援事業やボランティアセンターの運営などで重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、障害者福祉に関する様々な活動の振興を図り、地域の住民の理解と協力に基づく支援体制の充実に努めます。

取組		内 容	関係課
9	社会福祉協議会との連携	地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会との連携を強化します。 また、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業を実施します。	福祉課
10	障害者団体等の活動の振興	自発的活動支援事業に基づき、各障害者団体が行うピアサポート事業等に対して、補助金を交付します。	福祉課
11	ボランティア活動の振興	ボランティア育成のための研修会や交流会を開催し、多様なボランティア活動の推進に努めます。 ボランティア講座として目的別に開催し、体験講座等を通じて市民の障害に対する理解を深めます。	社会福祉協議会
12	福祉教育支援事業（再掲3-14）	児童に対してボランティア活動など地域の福祉体験学習の機会を提供するなど福祉教育を支援します。	社会福祉協議会
13	福祉教育・交流教育（再掲3-15）	ボランティア活動などの地域の体験学習については、各学校の計画のもと、地域の人的物的資源を活用した福祉教育を推進します。特別支援学校の生徒との交流については、継続的な交流及び共同学習を図ります。	指導課

施策の方向4 障害や障害のある人についての理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国や県の各種のイベントと連携し、広報やホームページを活用して障害や障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。また、ヘルプマーク等の周知に努めます。

取組		内 容	関係課
14	障害者理解についての啓発・広報の推進	障害者週間（12月3日から9日まで）や共生社会についての周知とともに、市広報・ホームページ等により日常的に障害のある人の理解のための広報・啓発を推進します。 ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ヘルプマーク等の周知に努めます。	福祉課

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1 成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方
令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。
令和8年度末時点での施設入所者を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。
市の考え方
障害者の状況や意向、地域の受け入れ体制等を踏まえながら、関係機関と連携し、地域生活への移行を目指します。

■実績値

項目	実績
令和4年度末の施設入所者数	53人

■成果目標

項目	目標	備考
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者の6%以上
施設入所者の削減数	3人	令和4年度末の施設入所者の5%以上

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】
令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。【目標設定都道府県】
令和8年度末における退院率の目標値を、それぞれ入院3か月後時点で68.9%以上、入院後6か月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。【目標設定都道府県】
市の考え方
国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実を図ります。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の考え方
令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。
強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする【新規】
市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下妻市の実績や実情を加味して設定します。

■実績値

項目	実績
地域生活支援拠点等の整備	〇か所
運用状況の検証	〇回/年

■成果目標

項目	目標	備考
地域生活支援拠点の機能の充実	充実	令和8年度末までに、地域生活支援拠点として備える機能（緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能）の充実を図る。
運用状況の検証・検討実施回数	1回/年	令和8年度末まで、地域生活支援拠点の機能の充実のため、運用状況の検証・検討を実施する。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備【新規】	有	令和8年度までに、支援ニーズの把握、地域の実態把握、支援機関との連携を行い、地域に適した支援の体制づくりを進める。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方
令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 <ul style="list-style-type: none">・就労移行支援事業：1.31倍以上・就労継続支援A型事業：1.29倍以上・就労継続支援B型事業：1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。【新規】
就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。【目標設定都道府県】
市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下妻市の実績や実情を加味して設定します。

■実績値

項目	実績
令和3年度末の一般就労移行者数	2人
令和3年度末の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2人
就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人
就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人
就労移行支援事業所数	3箇所
うち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	0箇所
令和3年度末の就労定着支援事業所数	0箇所

■成果指標

項目	目標	備考
令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	5人	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	3人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.31倍以上
うち就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】	66%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の考え方
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。【目標設定都道府県】
令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
市の考え方
国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下妻市の実績や実情を加味して設定します。

■実績値

項目	実績
令和4年度末時点の児童発達支援センター設置数	0箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等（市町村または圏域）の設置数	3箇所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無

■成果指標

項目	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	各市町村または各圏域に少なくとも1カ所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	各市町村に少なくとも1箇所以上確保
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	下妻市障害者自立支援協議会の継続と内容の充実	各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(6)相談支援体制の充実・強化等

国の考え方
令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。
市の考え方
総合的・専門的な相談支援体制を強化し、障害者のニーズにきめ細かく対応した支援を実施します。 国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下妻市の実績や実情を加味して成果指標を設定します。

■実績値

項目	実績
基幹相談支援センターの設置	有

■成果指標

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	有	—
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】	実施	協議会を通じて個別事例の検討を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を行う

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の考え方
令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。
市の考え方
障害福祉サービスの質の向上を図るため、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や障害者自立支援審査支払システム等の活用を行います。 国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、下妻市の実績や実情を加味して成果指標を設定します。

■成果指標

項目	目標	備考
サービスの質を向上させるための体制の構築	実施	都道府県等が実施する研修等への参加や、障害者自立支援審査支払システム等を活用した、利用状況の把握・検証

2 障害福祉計画・障害児福祉計画における施策の展開

基本目標1 相談支援の充実

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人の多様なニーズに対応する適切な福祉サービスの利用を促進するため、相談支援業務の一般的な充実を図ります。

施策の方向1 相談支援体制の充実

- ・「障害者基幹相談支援センター（下妻市役所 1 階福祉課障害福祉係内）を核とした相談支援の充実を図ります。
- ・サービス利用者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持ったサービスが提供されるよう、サービス等利用計画の策定を支援します。

施策の方向2 地域生活への移行、定着支援の充実

- ・地域生活へ移行を希望する人の計画的な移行が促進されるよう、地域移行支援のニーズを把握し、必要な支援体制の確保を図ります。
- ・地域生活へ移行した人が安心して地域での生活を継続できるよう、地域定着支援の提供体制の充実を図ります。

施策の方向3 協議会の活性化

- ・障害のある人の多様な相談業務に対して総合的な対応ができるよう、また、サービス提供上の課題等の解決が促進されるよう、保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア等、障害福祉に関連する行政及び民間団体、市民等によって構成される「下妻市障害者自立支援協議会」の活性化を通じ、関係機関の連携強化を図ります。

基本目標2 障害福祉サービスの基盤整備

障害のある人の状態や希望に応じた障害福祉サービスを適切に提供するため、必要なサービスの量の見込みを把握し、供給体制の確保を図ります。

施策の方向1 訪問系サービスの充実

- 障害のある人の居宅での生活を支援するため、訪問系サービスの充実を図ります。
- 重度の人に対し、医療機関への入院時にも一定のサービスを提供します。

施策の方向2 日中活動系サービス（日常的支援・自立訓練）の充実

- 障害のある人の施設での生活を支援するため、障害の状態等に応じた日中の生活介護や自立訓練等の充実を図ります。

施策の方向3 日中活動系サービス（就労支援）の充実

- 障害のある人の生産活動への参加や、一般企業等での就労を促進するため、知識・能力の向上のための訓練の充実を図ります。
- 就業に伴う生活面の課題に対応し、職場に定着できるよう、事業所・家族との連絡調整等を支援します。

施策の方向4 居住系サービスの充実

- 施設や地域で暮らす人が夜間も安心して過ごせるよう、訪問系サービスや日中活動系サービスと合わせて、主に夜間の介護サービスの充実を図ります。
- 施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実を図ります。
- 地域生活に移行した人の地域への定着を図るため、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言サービスを実施します。

基本目標3 地域生活の支援

障害のある人が地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らしていけるよう、必須事業と任意事業からなる地域生活支援事業等により、在宅での自立生活を支援します。

施策の方向1 地域生活支援事業の充実

- 障害のある人もない人も地域でともに暮らしていけるよう、障害への理解促進や権利の擁護、意思疎通支援、情報提供、コミュニケーション機会の創出等に努めます。
- 障害者総合支援法に定められている相談支援や障害福祉サービスに加えて、地域の実情に合わせた福祉サービスの充実を図ります。

施策の方向2 その他の自立支援給付事業の充実

- 心身に障害のある人や児童・生徒に対し、その障害の除去・軽減を図るための医療費を支給します。
- 障害のある人や児童・生徒の身体の欠損又は身体機能を補完する器具（補装具）の購入費・修理費を助成します。

施策の方向3 地域生活支援拠点の整備

- 地域生活支援の機能を強化するため、①相談、②体験の機会・場の提供、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり等の機能を集約した拠点の整備を進めます

基本目標4 地域における障害者福祉の推進

障害のある人もない人も、同じ地域で互いに尊重し暮らしたいけるよう、福祉に関わる多様な主体の連携強化を推進するとともに、虐待防止や権利擁護などに関する周知・啓発を行い、地域全体で障害者福祉の向上に取り組みます。

施策の方向1 関係機関との連携強化

- ・ 障害のある人に対するサービス等の充実や地域生活への移行を促進するため、医療機関や教育機関、公共職業安定所、職業リハビリテーションを行う機関等との連携を強化し、総合的な支援に取り組みます。
- ・ 保健・医療・福祉、教育分野等の庁内各担当課の連携を強化し、一体的なサービスの提供に努めます。
- ・ 障害のある人やその家族に対して、各障害福祉団体が取り組む事業等の情報提供や、団体の事業実施上の課題等を集約し、そのサポートに努めます。

施策の方向2 虐待の防止

- ・ 「障害者虐待防止センター」により、虐待の早期発見、発生時の対応、再発防止に取り組みます。
- ・ 関係機関との連携・調整を行うなど、障害者虐待の防止を推進するとともに、高齢者虐待や児童虐待防止に対する取り組みとも連携しながら、様々なケースの虐待防止に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所や使用者、養護者等、市民や団体に向けて、虐待とその防止に関する知識の普及啓発、虐待発生時の支援に取り組みます。

施策の方向3 権利の擁護

- ・ 知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える人に対し、成年後見制度の周知を図ります。また、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合には、地域生活支援事業における成年後見制度利用支援事業を推進します。
- ・ 地域生活支援事業における成年後見制度法人後見支援事業と合わせて、市民後見人の育成、支援について検討し、障害者等をはじめとする権利擁護事業を推進します。

施策の方向4 差別の解消

- ・ 障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。福祉課が窓口となり、障害者差別及び解消に関する知識の普及啓発、差別の事象発生時の解消に取り組みます。
- ・ 障害者にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための「合理的配慮」に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- ・ 社会的障壁を取り除き、障害者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるよう、ハード面・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

施策の方向5 安全対策の推進

- ・ 災害や緊急事態の発生時において、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由などの障害がある人が、対応の遅れにより被害にあう可能性が高いと考えられるため、自主防災組織の活用や地域住民との連携等による災害等発生時の安全確保対策の充実を図ります。
- ・ 災害等発生時において、障害福祉サービス事業所等が福祉避難所となることも踏まえた上で、防災対策を検討します。
- ・ 日常生活の中での交通安全の確保や、障害のある人や高齢者が安全・快適に移動できる交通環境の整備を促進します。

基本目標5 障害のある児童の支援

障害のある児童・生徒に必要な療育や保育・教育などの支援が身近な地域で受けることができ、その児童・生徒と家族が地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら福祉施策の充実及び体制の整備に取り組みます。

施策の方向1 障害児相談支援の充実

- 障害児及びその家族が、ライフステージに応じた効果的な支援を受けられるよう、サービス等利用計画策定の支援や情報の提供を行います。

施策の方向2 障害児通所支援事業の充実

- 障害児の障害種別や年齢等のニーズに応じた通所支援サービスが適切に受けられるよう、通所支援サービスの質の向上と支援体制の強化に取り組みます。
- 障害児に対する重層的な支援体制構築のための中核的な機関として「児童発達支援センター」の設置を検討します。
- これまで保育所等訪問支援を受けられなかった施設へ、支援の対象を拡充します。

施策の方向3 重度心身障害児等支援の充実

- 重度心身障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅での発達支援が提供できるよう、新しいサービスの導入を図ります。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児が心身の状態に応じた支援が身近な地域で受けられるよう、保健所、病院・診療所、障害福祉事業所、教育機関等との協議の場の設置、コーディネーターの配置を検討します。

3 障害福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策

(1)相談支援

サービス名	内容
相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
計画相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、地域移行に向けた支援として、住居の確保や外出への同行支援、相談、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	入所施設や精神科病院等から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に、常時の連絡体制を確保して、地域生活を継続していくための支援を行います。

■見込み量

相談支援は障害者が必要なサービスを適切に受けるため、また障害者の権利を守るために重要な役割があります。計画相談支援が増加傾向であることから、量を見込みました。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	事業所数	力所	4	4	4
計画相談支援	利用者数	人	318	327	336
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障害者の利用見込	利用者数	人	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1
うち精神障害者の利用見込	利用者数	人	1	1	1

(2)訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	入浴・排泄・食事など、在宅生活における介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等を行います。
行動援護	著しい行動障害を有する知的障害者・精神障害者であって、常に介護を必要とする人に、危険回避のために必要な援護、移動の援護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障害者であって、その必要度が著しく高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■見込み量（月あたり）

居宅介護、重度訪問介護の利用実績は増加傾向にあることから、今後も利用は増加するものとして、量を見込みました。同行援護、行動援護は実績がありませんでしたが、将来の需要を踏まえて量を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	延利用時間	時間	400	414	428
	利用者数	人	28	29	30
重度訪問介護	延利用時間	時間	672	672	896
	利用者数	人	3	3	4
同行援護	延利用時間	時間	22	22	22
	利用者数	人	1	1	1
行動援護	延利用時間	時間	22	22	22
	利用者数	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	延利用時間	時間	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0

(3)日中活動系サービス(日常的支援・自立訓練)

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に日中に障害福祉サービスとして行われる入浴・排泄・食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動等の機会を提供します。
療養介護	医療を必要とする障害者であって、常に介護を必要とする人に、病院等の施設で行われる機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	居宅で介護を行う人が疾病等の場合に、短期間、施設等で必要な介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

■見込み量（月あたり）

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	延利用 日数	人日			
生活介護	延利用 日数	人日	2,541	2,682	2,823
	利用者数	人	126	133	140
うち重度障害者の 利用見込	延利用 日数	人日	201	201	201
	利用者数	人	10	10	10
療養介護	利用者数	人	9	10	11
短期入所（福祉 型）	延利用 日数	人日	108	147	193
	利用者数	人	14	19	25
うち重度障害者の 利用見込	延利用 日数	人日	8	8	8
	利用者数	人	1	1	1
短期入所（医療 型）	延利用 日数	人日	33	33	33
	利用者数	人	3	3	3
うち重度障害者の 利用見込	延利用 日数	人日	11	11	11
	利用者数	人	1	1	1
自立訓練 （機能訓練）	延利用 日数	人日	20	20	20
	利用者数	人	2	2	2
自立訓練 （生活訓練）	延利用 日数	人日	110	110	110
	利用者数	人	6	6	6
うち精神障害者の 利用見込	延利用 日数	人日	18	18	18
	利用者数	人	1	1	1

※重度障害者については、強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする方などを対象としています。

(4)日中活動系サービス(就労支援)

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動等を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で雇用されることが困難な障害者を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用には至らないが、雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人、再度雇用の場に戻ることを希望する人に対し就労機会を提供するとともに、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就職した障害のある人に、就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

■見込み量（月あたり）

障害者の社会参加の促進により、就労に対するニーズが高まっていくことが予想されることから、一定のニーズを見込んでいます。就労移行支援の実績が令和4年度で減少傾向にありますが、令和3年度以前の利用実績を考慮し、量を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	延利用 日数	人日	168	187	205
	利用者数	人	9	10	11
就労選択支援 【新規】	延利用 日数	人日		1,169	2,463
	利用者数	人		65	136
就労継続支援 （A型）	延利用 日数	人日	381	435	489
	利用者数	人	21	24	27
就労継続支援 （B型）	延利用 日数	人日	2,210	2,337	2,463
	利用者数	人	122	129	136
就労定着支援	利用者数	人	1	1	1

(5)居住系サービス

サービス名	内容
施設入所支援	障害者支援施設等に入所する障害者に、夜間や休日における入浴・排泄・食事等の介護を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、入浴・排泄・食事等の介護、相談その他日常生活の援助を行います。
自立生活援助	施設等に入所していた障害者が一人暮らしを始めた際に、定期巡回訪問や随時訪問等による相談・助言、連絡調整等を行います。

■見込み量（月あたり）

障害者本人や介護者の高齢化により、今後の施設利用のニーズは高まることが予想されることから、量を見込みました。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	人	54	54	54
共同生活援助	利用者数	人	87	94	102
うち、精神障害者の利用見込	利用者数	人	1	1	1
うち、重度障害者の利用見込	利用者数	人	1	1	1
自立生活援助	利用者数	人	0	0	1

(6)地域生活支援事業

①必須事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発等を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障害者や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を凶ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等の円滑な日常生活に資する自立生活支援用具等の給付や重要な情報入手手段である点字図書を購入費用の給付、重度の障害者の家庭生活を送りやすくするための住宅改修工事費の給付等を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障害者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等を行います。

■見込み量（月あたり）

実績の有無に係る事業については、相談支援事業の住宅入居等支援事業のみ実績がありませんでしたが、令和8年度までに実施を見込みます。

第6期計画期間の利用実績では、排泄管理支援用具、移動支援事業の利用実績が増加傾向にあることから、今後も利用は増加するものとして、量を見込みました。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績有無	有無			
理解促進研修・啓発事業	実績有無	有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実績有無	有無	有	有	有
障害者相談支援事業（基幹相談支援センター）	事業所数	力所	1	1	1
	設置有無	有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実績有無	有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実績有無	有無	有	有	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	件	25	30	35
手話通訳者設置事業	設置者数	力所	0	0	0
介護・訓練支援用具	利用件数	件	4	4	4
自立生活支援用具	利用件数	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	利用件数	件	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数	件	1,293	1,433	1,588
住宅改修費	利用件数	件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者	人	8	8	8
移動支援事業（個別支援事業）	延利用日数	人日	324	401	496
	利用者数	人	17	21	26
地域活動支援センター機能強化事業	実績有無	有無	有	有	有

②任意事業

サービス名	内容
日中一時支援	障害者等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障害者等の日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
自動車運転免許取得・改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

■見込み量（月あたり）

日中一時支援の利用実績については、第6期計画期間で減少傾向となっておりますが、家族等の介護負担軽減を促進するため、一定のニーズを見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	利用者数	人	38	39	40
訪問入浴サービス	利用者数	人	5	6	7
自動車運転免許取得・改造費補助事業	利用者数	人	1	1	1

③地域生活支援促進事業

サービス名	内容
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関や地域住民等の協力体制の整備、支援体制の強化を図ります。

■見込み量（月あたり）

障害者への虐待防止に向けて、引き続き関係機関や地域住民等と連携し、協力体制の整備や支援体制の強化に努めます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	実績有無	有無	有	有	有

④その他の自立支援給付事業

サービス名	内容
自立支援医療費	障害の除去、または軽減のために、身体障害のある人に更生医療、身体障害のある児童に育成医療、精神障害のある人に精神通院医療を給付します。
補装具費	身体障害者手帳所持者に対し、失われた部分や障害のある部分の機能を補うための器具の購入費・修理費の全部または一部を助成します。

■見込み量（月あたり）

自立支援医療精神通院医療の実績が第6期計画期間で増加傾向にあります。今後も精神障害者の増加が予想されることから、一定のニーズを見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援医療 更生医療	利用者数	人	10	10	10
自立支援医療 育成医療	利用者数	人	6	6	6
自立支援医療 精神通院医療	利用者数	人	633	652	671
補装具費	利用者数	人	55	55	55

(7)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

■見込み量

第6期計画期間の開催実績を基に毎年度2回の開催を見込んでいますが、必要に応じ適宜開催するものとします。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数	回	2	2	2

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

■見込み量

第6期計画期間の参加者数を基に、毎年度20人程度の参加を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数	参加者数	人	20	20	20

(8)発達障害者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数

■見込み量

令和2年以降のコロナ禍の影響で、第6期計画期間の受講者が大きく減少しましたが、今後は一定のニーズがあることを想定し、令和元年度以前の受講者数を基に量を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等の受講者（保護者）数	受講者数	人	65	67	69

②ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数

■見込み量

第6期計画期間の支援者数を基に、毎年度60人程度の実施を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラム等の実施者（支援者）数	支援者数	人	60	62	64

(9)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や県が市職員に対して実施する研修の参加人数

■見込み量

第6期計画期間の参加者数を基に、毎年度10人程度の参加を見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市職員の研修への参加人数	参加者数	人	10	10	10

②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

■見込み量

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析等を行います。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築	体制の有無	有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有体制の構築実施回数	実施回数	回/年	1	1	1

4 障害児福祉サービス等の事業内容、量の見込みと確保の方策

(1)障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、通所サービスの利用計画を作成します。また、支給決定後の障害福祉サービス事業者との連絡調整、サービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

■見込み量

市内の特別支援学級に通う児童・生徒数が増加傾向にあり、また障害児の早期発見・早期療育が推進されていることから、今後も利用数は増加するものとして量を見込みました。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	121	139	160

(2)障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児とその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、放課後や夏休み等において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、障害のない児童との集団生活への適応のための訓練、施設スタッフへの指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある障害児に、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込み量

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援は、第2期計画の実績値を踏まえて量を見込みました。医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援については、市内に事業所がない状況です。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延利用者数	人日	248	284	330
	利用者数	人	27	31	36
放課後等デイサービス	延利用者数	人日	1,491	1,714	1,967
	利用者数	人	94	108	124
保育所等訪問支援	延利用者数	人日	1	1	1
	利用者数	人	1	1	1
医療型児童発達支援	延利用者数	人日	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数	人日	0	0	0
	利用者数	人	0	0	0

(3)その他の事業

サービス名	内容
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、特殊寝台や歩行支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費等を助成します。

■見込み量

今後の需要を踏まえ、一定のニーズを見込んでいます。

事業名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	利用件数	件	1	1	1
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	利用件数	件	1	1	1

第6章 計画の推進に向けて

1 関連機関・団体等の連携・協力の推進

(1) 市内連携

本計画は、福祉、保健医療、教育、雇用、生活環境、まちづくりなど、多岐の分野にわたるため、施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、関連する庁内部課等の相互の連携強化に努めます。

(2) 障害福祉圏域・国・県機関等との連携

広域的に行う福祉サービス基盤の整備や、高い専門性が求められる事業等については、筑西・下妻障害福祉圏域内市町（下妻市・筑西市・結城市・桜川市・八千代町）をはじめ、近隣自治体との連携、ハローワーク、児童相談所、保健所など国・県機関等との連携を推進します。

(3) 市内にある団体等との連携・協力

本市の福祉行政と密接な関係にある下妻市社会福祉協議会をはじめ、障害のある人に関わる団体や事業所、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などとの連携を推進します。

2 計画の推進体制

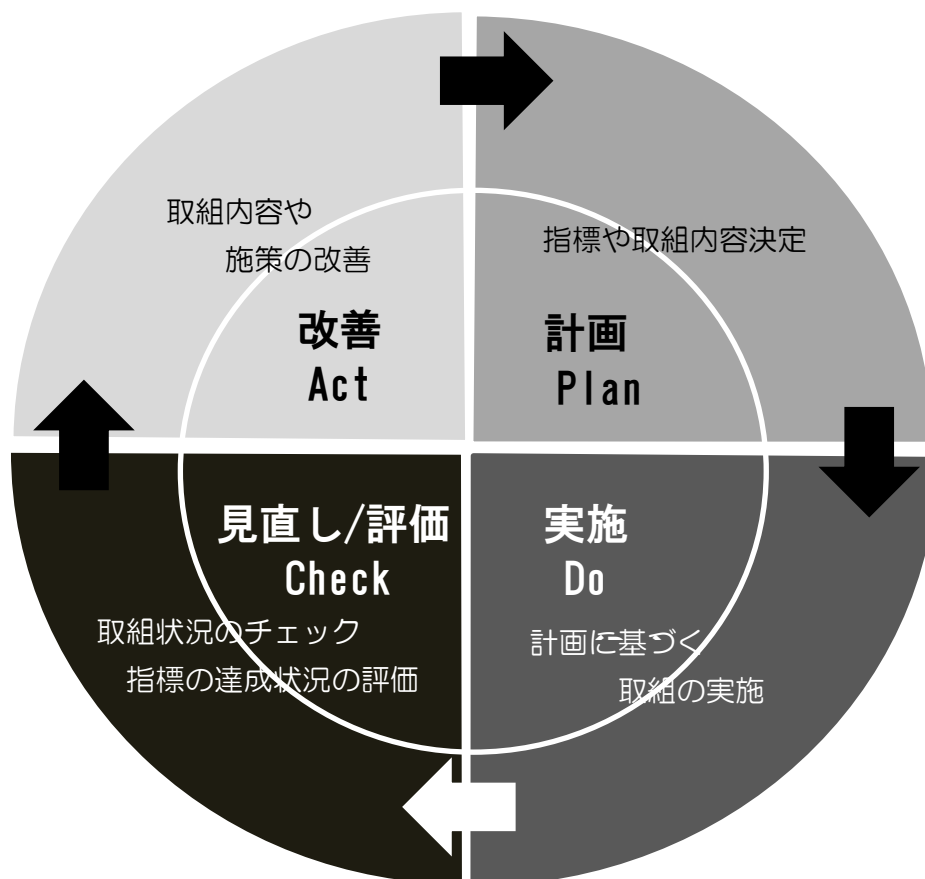
(1)推進体制の強化

本計画を計画的に推進するためには、行政をはじめ保健・医療・福祉、教育、就労、ボランティア団体、そして市民の方々が、それぞれの立場に応じて役割分担と連携していくことが重要です。

各施策の実施状況等については、「下妻市障害者自立支援協議会」を開催し、計画の進捗管理を行うとともに、社会情勢や制度改正等の変化に応じて、計画期間の途中でも必要があれば取組みの内容について、柔軟に検討していきます。

(2)進捗状況の評価・見直し

本計画の実施状況については、障害者本人や障害者団体、障害福祉サービス事業所等からの意見を参考にしながら、事業内容やサービス見込量の達成状況、地域生活への移行状況等についてPDCAサイクルによる点検・評価を継続的に行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行います。



資料編

1 計画策定の経過

実施時期	内容
令和5年 8月31日(木)	第1回下妻市障害者計画策定委員会
令和5年 9月28日～10月12日	障害者手帳所持者アンケート調査、市民アンケート調査の実施
令和5年 12月1日～12月11日	団体ヒアリング、事業所ヒアリングの実施
令和5年 12月18日	第1回下妻市障害者計画策定ワーキングチーム会議
令和6年 1月11日	第2回下妻市障害者計画策定委員会
令和6年 1月22日～2月20日	パブリックコメント実施
令和6年 ●月●日	第3回下妻市障害者計画策定委員会

2 下妻市障害者計画策定委員会設置要綱

※調整中

3 下妻市障害者計画策定委員会委員名簿

	選出区分	役職等	氏名
1	福祉関係団体代表	下妻市身体障害者福祉協会会長	服部 佳子
2		下妻市中心身障害児者父母の会会長	川面 圭司
3		下妻地方家族会理事	内山 智子
4	学識経験者	下妻市家庭児童相談室家庭相談員	島田 和夫
5	関係行政代表	茨城県筑西保健所	榎戸 翠
6		筑西児童相談所	中島 雅
7		筑西公共職業安定所下妻出張所	川口 浩平
8		茨城県立下妻特別支援学校	中山 淑子
9		下妻市教育委員会指導課	川股 孝行
10	障害者及びその家族	日本ポーターシ協会茨城県支部会長	谷島 邦雄
11	市長が必要と認めるもの	株式会社ほーむけあいしやま 障がい相談支援事業所「藍藍」	土田 恵理
12		社会福祉法人みどり会 「マルニカレッジ」	神田 英之
13		株式会社鬼怒川レジ 相談支援事業所きぬ	小泉 龍二
14		下妻市中心身障害者福祉センター ひばりのセンター長	沼田 亨
15		特定非営利活動法人「夢工房おおぞら」	武笠 恵美子
16		あやとりハウス下妻 代表	小橋 栄次
17		下妻市社会福祉協議会	塙 二郎
18		訪問看護ステーションしもつま	柳橋 みどり

※敬称略

第4期下妻市障害者計画

第7期下妻市障害福祉計画

第3期下妻市障害児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 下妻市

〒304-8501茨城県下妻市本城町3-13

電話 0296-43-2111（代表）